

第2編

全体構想



1 都市づくりの目標

1-1 都市づくりの環境変化

(1) 時代環境の変化

都市を取り巻く環境や人々の生活条件は時代とともに常に変化している。全国的、世界的な情勢の動向から、時代環境の変化が次のように整理できる。

◎安全・安心の確保の重要性と意識の高まり

平成 23 (2011) 年の東日本大震災は人々の防災への関心を大きく高め、ボランティア意識の向上につながった面もある。その後も平成 30 年 7 月豪雨をはじめ全国で大規模な自然災害が相次ぎ、南海トラフ地震の発生も予想される中で、安全・安心の確保は、国・地方ともに大きな政策課題となっている。

建築物等の耐震化・不燃化はもちろん、土砂災害や水害等の予防対策、インフラ施設等への支障を抑制する「国土強靱化」等ハード面の防災・減災対策に加えて、日常の防災意識の強化や発災時の円滑な避難行動・避難生活への準備、情報連絡体制の確立、復旧・復興への的確な計画策定等の重要性が高まっている。

また、災害時だけでなく、高齢者や障害者、子育て家庭への日常の支援により、生活の安心を確保する福祉や、新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対応を含む保健・医療等の充実も、魅力ある、住みたくなる地域であるための大きな条件であり、少子高齢化時代にあつてその重要性は益々増大しているといえる。

◎全国的な人口減少と少子高齢化の波

全国の人口が減少に転じて 10 年程度が経過しており、その間、毎年約 30 万人の人口が減り、令和 2 (2020) 年 1 月 1 日現在の日本の総人口は 1 億 2,602 万人となっている。一方で東京など大都市圏への人口集中は止まらず、多くの地方で人口減少が加速し、地域社会の維持が困難になる状況も続いている。

また、生産年齢人口 (15~64 歳) の減少は加速しており、産業の現場では人手不足が深刻化している。年少人口 (15 歳未満) の減少率はさらに大きく、令和元 (2019) 年の出生数は約 86 万人と予想以上の低下となっている。

少子高齢化が急速に進み、介護・福祉や社会保障の需要の急増がそのシステム自体に変革を迫る状況となるなど、国・地方を問わず、社会経済のあらゆる場面で、こうした構造変化に対応した仕組みの再構築が求められる。

◎「人」に関わる社会環境の変革

全国的な人口減少や少子高齢化は、個人の生き方や環境にも様々な変化をもたらしている。例えば、世帯規模は縮小が続き、単身世帯の増加、とりわけ高齢者世帯の増加が顕著になり、住宅事情に影響をもたらしている。

また、人口構造の変化により、社会経済を担う人材確保の必要性が高まっており、選挙権年齢などの引き下げや令和 4 (2022) 年 4 月から成年年齢の 18 歳への引き下げが実施されるこ

とから、様々な場面で若者の参加が求められるようになってきている。さらに、子育て世帯の負担軽減の観点から、幼児教育・保育無償化の政策も実行された。

「人生 100 年時代」とも言われ、年金や保険など社会保障制度の改革の影響もあって、各人の人生設計への不安が増す中、所得格差の増大も問題視されるようになってきている。雇用形態も、終身雇用スタイルが当然という時代ではなくなり、いわゆる非正規雇用の割合が増加している。近年では、「働き方改革」も提唱され、過重労働の是正やワーク・ライフ・バランスの推進のほか、女性や高齢者、障害者等の就労・社会参加機会の増大も重要視されている。

◎都市のコンパクト化による効率化への動き

大都市部以外の地方では自動車依存型社会が常態化し、市街地の拡散と中心市街地の空洞化が各地で顕著になっている。公共施設や大型商業施設等の郊外立地展開がこれに拍車をかけたことも否定できない。こうした現象は「都市のスポンジ化」等とも言われ、農地の浸食など土地利用の混乱をもたらすばかりでなく、人口減少もあいまって、インフラや公共施設等の投資効率の低下、公共交通の維持困難化、空き家の増加等の問題も招いている。

これらの状況に対して、国は「コンパクト・プラス・ネットワーク」による都市づくりへの方針を強化し、都市機能の集約化による効率の維持を目指す動きを加速させている。

コンパクト化した市街地を公共交通ネットワークで結ぶ都市づくりに向けた各施策の中で、公共施設やインフラについても、新設から維持管理・集約の方向への転換が求められ、総量の縮減や統廃合による効率化に向けた具体的な動きが急がれている。

◎住民協働と地方創生への多面的挑戦

魅力ある地域づくりの活動は、行政施策によるだけでなく住民（市民）や民間との「協働」により進めることの重要性が増している。市民主権を強化するという観点からも、市民の地域づくりへの意識や行動力を高め、行政と役割を分担し合い自ら住みよい地域をつくる動きが、まちの個性にもつながる。

一方、国から地方への「分権」も進んでいるが、人口の東京一極集中を是正する観点から「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、地方への移住・定住の促進等の「地方創生」の各施策が展開されている。しかし、東京一極集中の流れは止まらず、全国的な人口減少の中で、それぞれが画一的でない独自の施策により人を惹きつける努力を進めることがさらに重要となっている。

地域間の人の「交流」は、「関係人口」の増加にもつながり、様々な刺激を得る意味で有効であり、また、地域で知恵を出し合い、移住した人を定住につなげるために、身近な交流や共生の行動を通じてコミュニティを活性化させることも、新しい「協働」まちづくりに求められている。

◎技術革新による社会や生活スタイルの変化

I C T（情報通信技術）が社会経済に様々な利便性の向上等をもたらし、その進化はさらに A I（人工知能）やロボット技術など多様な分野に及び、情報社会を超えて、今後目指す社会の姿が「Society 5.0」とも言われている。

既にインターネットの普及で誰もが情報の収集や発信が容易にできる世界となっており、数十年前と比較しても社会や経済、人々の生活のスタイルは大きく変貌している。

今後の未来技術は、自動化による人手不足の解消や地理的・物理的制約を克服することが可

能とされており、また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策等を起因とした I C T の活用による生活行動や働き方の変革につながる可能性もあり、地域社会や地方行政においても、生活の利便性向上や行政運営の効率化等が期待されている。

◎持続可能な共生型社会の追求へ

国際社会共通の目標として「S D G s」（持続可能な開発目標）が提唱され、貧困や飢餓等の問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21 世紀の世界が抱える課題に対し、17 のゴール、169 のターゲットが示されている。国レベルだけでなく、地域社会や経済界、個人に至るまでこれらを意識した行動が求められる。

中でも、気候変動等の地球環境問題への対応、海や陸の豊かさを守る方策等、環境との共生につながる活動は普遍的な課題であり、資源循環型社会、低炭素社会等への取組の深化等とともに、身近な活動場面においても、節電や省エネルギー、廃棄物の抑制、資源の再生利用等、安全で環境にやさしい、持続可能で魅力的な地域をつくる努力を続けることが必要とされる。

◎グローバル化の拡大と多文化共生の推進

国境を超えた経済活動や交流が拡大する中で、外国からのいわゆるインバウンド観光客や外国人労働者の雇用の増加により、他国の人や文化に接する機会が増えてきた。

しかしながら、令和 2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、観光客数は大きく減少しており、これからの時代においては、グローバル化のあり方や、方向性を見極めた上で、地域の経済社会における対応を進める必要がある。

特に、外国人との相互理解による健全な社会づくりの観点から「多文化共生」を推進していく必要性が高まっており、多言語表記による情報提供をはじめ、「交流」の域を超えた地域社会での「共生」に向けた意識変革や行動が求められている。

(2) 都市行政をめぐる潮流

前述のような時代環境変化を背景として、都市行政も方向の修正を迫られており、次のような潮流を強く意識した展開が求められている。

●安全・安心の確保と人を惹きつける都市個性の追求

平成 23 (2011) 年の東日本大震災、さらに頻発する大規模自然災害の教訓から、都市環境にも安全性の視点がより強く求められるようになってきている。安全性の高い都市構造や都市機能形成に向けた施策や、ソフト面と適切に組み合わせた効果的な取組が必要とされる。

同時に、こうした「安全・安心」の環境を含め、個性と魅力ある都市づくりにより、人を惹きつけ、移住や定住にもつなげる快適性の向上も都市の評価に大きな影響を及ぼし、「みどり」の豊かさや良好な景観形成等が、都市行政において重要性を高めている。

これらの個性・魅力の創出は、全国一律の発想では生み出し難く、各都市独自のアイデアや取組に負う部分が大きい。平成 23 (2011) 年の都市計画法の一部改正により、地域地区や都市施設に係る都市計画決定の権限が基礎自治体である市町村へ移譲されており、市町村の主体性、独自性をより発揮しやすくなり、都市行政においても個性を競い合う時代となっている。

●「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造形成

多くの地方都市では、人口の停滞や減少と同時に、車社会の浸透、商業施設等の郊外立地展開等により従来の中心市街地が空洞化し、都市中心部における土地の低・未利用が増大するとともに、人口や都市活動の場が郊外の広範囲に拡散し、市街地の拡散化と、全体に低密度な市街地形成（都市のスポンジ化）がもたらされている。

世帯規模の縮小に伴い、単身世帯の増加、とりわけ高齢者世帯の増加が顕著になり、住宅事情にも影響をもたらすとともに、空き地・空き家の増加も目立つようになってきている。

これらの状況への個別の対応とともに、都市全体において、人口や都市機能配置の集約化を図り、多極型かつそれらの核を利便性の高い公共交通網で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造形成が今後の都市計画行政の要とされ、改正都市再生特別措置法（平成 26 (2014) 年 8 月 1 日施行）により「立地適正化計画」が制度化され、市町村がこれを策定することとされた。

「立地適正化計画」では、居住誘導区域、都市機能誘導区域を定め、それへの誘導による集約を促進することとされ、公共交通のみならず、公共施設マネジメント、防災、子育て、医療、福祉、住宅等のまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくこととされている。



[立地適正化計画のイメージ]

● 公共交通重視への転換

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市形成は、機能が集約された市街地を公共交通ネットワークの再構築によって結び、生活利便性の維持・向上等につなげることを主眼としている。

一方で、鉄道やバス等の公共交通は、モータリゼーションの進展と人口減少等により、輸送人員が減少し、交通事業者の人手不足等もあって不採算路線からの撤退も進み、ネットワークの維持が困難となりつつある。

これに対し、改正地域公共交通活性化再生法（平成 26（2014）年 11 月 20 日施行）により地域公共交通網形成計画等の施策が講じられており、都市行政においても、交通施策の重点を、自家用車による移動に供する道路網の充実を中心にしたものから、公共交通の有効な活用とその利用の誘導へと移行させつつある。公共交通のあり方も、従来の鉄道、バスだけでなく、デマンド（需要）に合わせて運行する効率的な形態等が模索されている。

● 人と環境に優しい都市形成

高齢化、国際化の進展等の中で、誰もが安全・安心で快適に生活できる都市とするために、公共空間のバリアフリー化はもちろん、様々な場面でのユニバーサルデザインの追求等、人に優しい都市環境形成が引き続き求められている。

また、異常気象の頻発等により、地球環境保全への要請はますます高まり、環境負荷軽減のためのエネルギーの効率的利用、CO₂ 排出量の削減がより強く求められる中で、都市行政においても、従来にも増して低炭素型の都市構造が求められるようになっている。「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方も、それらの要請に適合したものといえる。

● 都市施設の配置や維持管理の効率化

人口減少、少子高齢化、大都市圏への人口流出という流れに全国の地方都市が共通にさらされる中で、下松市でも中・長期的にはこの動向を受け止めざるを得ないことになる。

社会保障費等の増加等も含め国、地方自治体とも財政状況が厳しさを増す中で、インフラ等の老朽化への対応コストの増大も顕在化している。拡散した市街地においては、このままでは住民の生活を支えるサービスの提供が困難になることも考えられる。

こうした状況から、様々な分野にわたる公共施設やインフラ施設について、「公共施設等総合管理計画」が策定され、人口増減や分布動向に合わせた施設の改廃や統合等による配置の効率化、長寿命化や民間活力の活用等による維持管理・更新の効率化の方向性が示されており、公共施設・インフラの全てにおいて、量的な拡充よりも質的な充実、維持管理面を重視する方向への転換が求められている。

こうした中で、都市計画決定により土地利用の制限をかけながらも長期未着手となっている道路、公園等の都市施設への対応が求められており、時代環境の変容に見合った適切な見直しも必要とされる。

(3) 都市に求められるもの

前述のような環境変化、潮流のもとでの都市づくりにあたり、これからの都市に求められるものは何かを整理すると以下になる。なお、人口減少時代を迎えるにあたっては、すべての都市があらゆる要素をフルセットで持つことは効率性の面で現実的ではなく、広域的関係で機能を持ち合って、都市の機能を特化させ、その部分で個性を発揮するという発想にも立つ必要がある。その意味で、以下の各区分内の項目は例示的なものである。

◇誰もが安全・安心、便利に生活、活動できる空間構造とシステム	・都市施設、公共空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン ・地域社会における相互扶助型の福祉システム ・保健、医療、福祉の総合的サービス機能
◇生命、財産を最大限に守られる高い防災性	・不燃性、防火帯等の災害に強い都市形態 ・災害への備えや災害時に円滑に対応できるシステム ・都市施設、ライフライン等の緊急時の対応余力 ・災害時に役立つ都市内のオープンスペース
◇自主自立的な地域経済活動の場として柔軟に対応できる基盤	・商工、サービス等、多様な産業形態が育つための立地余地 ・多彩な産業育成の基盤となる都市施設 ・起業や成長のための支援機能や情報システム ・全国、世界のマーケットへのアクセス条件
◇住む場、働く場として選ばれるに値する総合的な都市的機能の魅力	・秩序とゆとりを兼ね備えた住宅地環境 ・人が目的なしでも集まってくる複合的「核」機能 ・賑わいを呼ぶ活発な商業、流通活動 ・混沌とした中に発見がある多様な商業、サービス業の集積
◇より自由な流動、交流を保障しつつ効率的な交通体系	・市内及び市外との円滑な流れのための道路ネットワーク ・効率が高く、道路交通と連携する公共交通システム ・国土幹線上の交通拠点や国際空港等への良好なアクセス ・それらの多様な交通手段の選択自由度
◇生態系の一部としての都市、自然の尊重、自然との共生	・都市空間の中の多彩な緑や水の空間 ・資源循環型の供給処理システム ・身近に保全された自然環境、里山林や海岸線等
◇自ら個性を主張し、注目を集める情報発信力、文化力	・個性的な情報を生み出し、発信する資源、人材、組織 ・様々な都市活動分野をカバーする情報通信システムと基盤 ・歴史的蓄積や個性的文化の表現、創造力 ・生涯学習や文化活動の機会の多彩性
◇心の豊かさを満たすうるおいや美しさ	・都市の個性を感じさせる景観、まちなみの魅力 ・コミュニケーションの場ともなる“たまり”空間 ・緑や水の要素による都市空間の演出 ・都市を誇れるシンボル性、高い視認性を持つ要素
◇各種機能の秩序ある集積とその配置、高い経営効率	・拠点的な都市機能や施設の集約的な立地 ・居住の場から歩いて行ける各種施設の機能的な配置 ・整備や維持管理上の無駄の少ないインフラネットワーク

1-2 将来都市像（理念）

将来都市像は、

- ・広域的な中での都市としての位置を認識し、
- ・下松市としての現状の都市構造特性を踏まえ、
- ・都市づくりの課題に対応し、
- ・市民生活の動向や変化を見通して、

「下松市は都市としてこうありたい」と主張するものである。

すなわち、将来都市像は、都市づくりの「目標」であり、様々な都市づくりの活動を貫く基本的かつ普遍的な「理念」である。

こうした考え方のもとで、下松市の将来あるべき姿（都市像）を以下のように定める。

[都市下松はこうありたい]

- ◇ これまでの商業・流通機能やものづくり産業、住宅等の立地集積により充実した都市資源のストックを、今後の都市活力の維持・向上に最大限に活かし、時代環境に適合した活発な都市活動を展開することによって、周南地域、さらには山口県の発展をリードする役割を担う。
- ◇ 産業の集積等による人の交流、国道2号と188号に沿った流れが会う位置、海から山にわたる資源の多彩性を活かし、新たな活力が湧きあがり続ける舞台となる。
- ◇ 機能性や効率性を追求するだけでなく、美しさを追求する価値観を大切にする都市となる。市街地のどこからでも身近に緑の山が見え、瀬戸内海の自然も日常的に掌中にできる環境を誇りとし、「星ふるまち」にふさわしい自然美、都市美の景観を持ち、うるおいや文化がさらに磨かれ、その魅力が多くの人を呼び集める。
- ◇ 都市のハード、ソフト両面にわたり、高齢社会にふさわしい優しさがあふれ、あらゆる世代が安心して生活できる場となる。
- ◇ 防災性に優れ、社会経済のあらゆる場面で環境への負荷が少ないシステムを有する。

これらにより、日本一の住みよさを実感できる都市となることを目指す。

そして、これらを包括的に表現するテーマを次のように設定する。



■将来都市像（都市づくりのテーマ）

び ゆ う かっ と
「美・優・活」都 くだまつ

－『星ふるまち』確かな明日へ－

- ・「美」 ＝ 美しい都市——都市空間から海山に至る多彩な美しさ、景観を誇れるまち
- ・「優」 ＝ 人に優しく環境に優しい都市——高齢者や障害者等誰もが安心して生活でき、安全で、環境負荷が少ないまち
- ・「活」 ＝ 活力が湧きあがり続けるまち——産業が多様多彩に発展し、人が集まり賑わいと交流が生まれ育ち、活力が持続的に高まっていくまち

これらの魅力が複合して、周南地域、山口県内にひとときわ明るい輝きを持った、住みよさ日本一を実感できる都市となることを目指す。

1-3 将来フレーム（人口・世帯数）

人口、世帯数の将来フレームを設定する。設定は国勢調査ベースで行う。

（１）人口フレーム

下松市の人口は、周辺市町が減少する中でもなお微増傾向にあり、特に、最新の国勢調査時点である平成 27（2015）年以降の住民基本台帳による動向において、増加が目立っている。

全市人口については、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年の変化状況による国勢調査ベースでのコーホート要因法での推計結果を、近年の増加動向に照らして令和 2（2020）年以降の 10 年間にわたり一部上方修正したケースを基本に、令和 12（2030）年の人口フレームを以下のように設定する。

現状で順調な増加傾向にある人口も、年齢構成が少子高齢化の方向に着実に動いていること等から、全国動向と同じく近い将来頭打ちとなり、減少過程に転ずると予想される。

この全市人口のフレームから、都市計画区域人口、市街化区域人口、市街化調整区域人口のフレームも併せて設定している。（参考値として令和 22（2040）年値も示す。）

区域別人口フレーム

		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和元年 (2019年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
						フレーム	(参考値)
人口 (人)	行政区域	53,509	55,012	55,812	56,634	57,000	56,000
	都市計画区域	52,830	54,383	55,250	56,117	56,500	55,500
	市街化区域	48,225	50,157	51,403	52,572	53,100	52,200
	市街化調整区域	4,605	4,226	3,847	3,545	3,400	3,300
	都市計画区域外	679	629	562	517	500	500

面積 (km ²)	都市計画区域	66.25	66.25	66.33	66.34	66.34	66.34
	市街化区域	18.27	18.27	18.35	18.35	18.35	18.35
	市街化調整区域	47.98	47.98	47.98	47.99	47.99	47.99

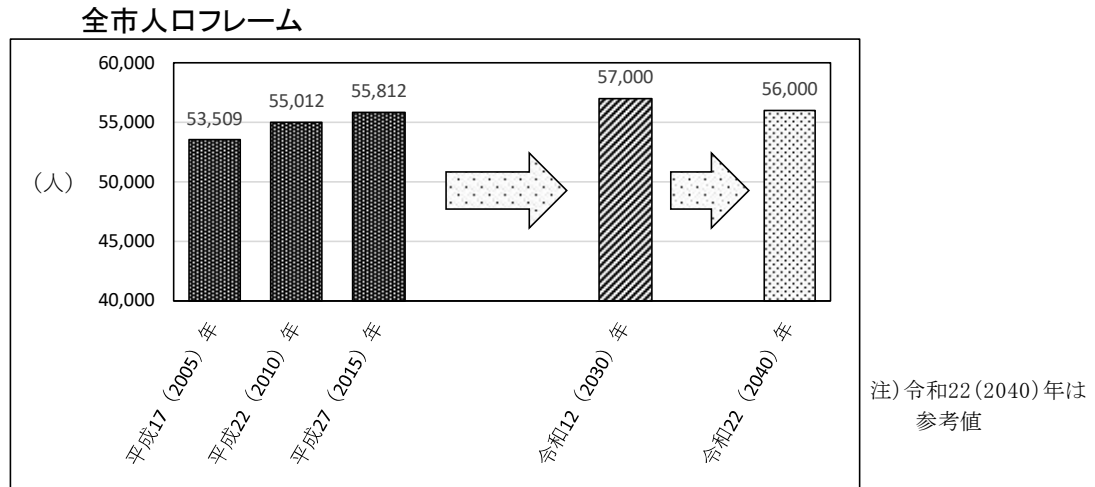
人口密度 (人/km ²)	都市計画区域	797.4	820.9	833.0	845.9	851.7	836.6
	市街化区域	2,639.6	2,745.3	2,801.3	2,865.0	2,893.7	2,844.7
	市街化調整区域	96.0	88.1	80.2	73.9	70.8	68.8

注）国勢調査ベースの人口

※ 上記の区域別人口フレーム設定は、以下の方法によっている。

- ・平成 17（2005）年までの区域別人口は、平成 19（2007）年都市計画基礎調査による値で固定する。
- ・令和 2（2020）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口から、区域別の人口割合を計算する。
- ・令和元（2019）年 10 月 1 日現在の山口県人口移動統計調査をもとに、上記人口割合を適用したものを令和元年の区域別人口とする。
- ・都市計画区域外の人口は、米川地域の国勢調査人口を採用する。全市の国勢調査人口からこれを差し引いたものを都市計画区域人口とする。
- ・市街化調整区域の人口は、平成 17（2005）年から令和元（2019）年（上記）までの 14 年間の変化量を等差按分して設定する。
- ・市街化区域の人口は、都市計画区域人口からこの市街化調整区域人口を差し引いて求める。
- ・都市計画区域外の人口は、現在までの推移から、人口の維持を前提に、500 人で固定し、都市計画区域の人口は、全市人口のフレーム値からこれを差し引いたものとして設定する。

- ・市街化調整区域の人口は、その人口密度が低下している推移状況から、令和 22（2040）年で 70 人/ha と仮想定し、面積（不変とする）に乗じて令和 22（2040）年値を設定する（100 人単位表示）。
- ・令和 12（2030）年の市街化調整区域人口は、令和元（2019）年から令和 22（2040）年までの 21 年間の変化量をもとに、等差按分により年間の減少人数を算出し、設定する（100 人単位表示）。
- ・市街化区域人口は、都市計画区域人口フレーム値から市街化調整区域人口を差し引いて設定する。



(2) 世帯数フレーム

世帯数の将来フレームは、人口フレームをもとに、平均世帯人員の減少傾向も考慮して以下のように定める。

区域別世帯数フレーム

		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和元年 (2019年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
						フレーム	(参考値)
世帯数 (世帯)	行政区域	21,127	22,653	23,757	24,928	26,300	26,800
	都市計画区域	20,851	22,382	23,514	24,682	26,050	26,550
	市街化区域	19,053	20,587	21,722	22,892	24,260	24,740
	市街化調整区域	1,798	1,795	1,792	1,790	1,790	1,810
	都市計画区域外	276	271	243	246	250	250

世帯あたり人員(人/世帯)	2.533	2.428	2.349	2.272	2.167	2.090
---------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

注) 国勢調査ベースの世帯数

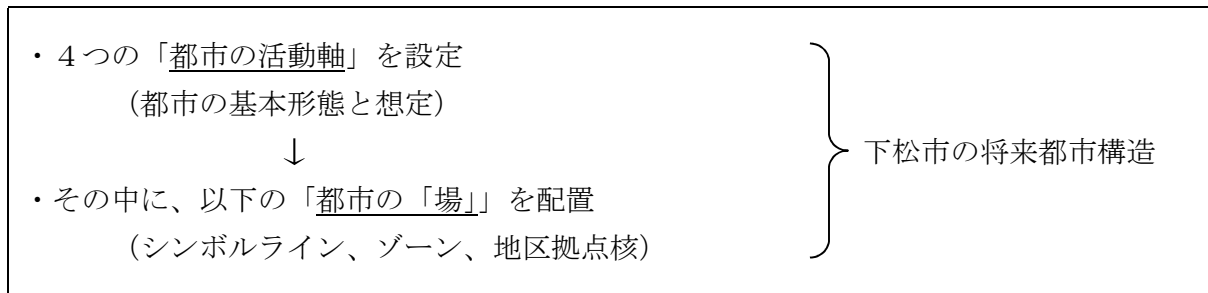
※ 平均世帯人員は減少傾向にあるが、理論的に 1 を下回ることはないので、 $Y = 1$ を漸近線とした指数関数の当てはめによって将来推計値を求め、これを前述の人口フレームに適用して世帯数（全市）のフレームとした。

※ 上記の区域別世帯フレーム設定は、以下の方法によっている。

- ・平成 22（2010）年、平成 27（2015）年の区域別世帯数は、人口フレームと同様の方法で算定する。
- ・令和元（2019）年の区域別世帯数は、山口県人口移動統計調査（10 月 1 日現在）の世帯数を令和 2（2020）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳世帯数割合で按分したものとする。
- ・世帯数の区域別フレームは、人口の区域別フレーム値に対して、前節で設定した世帯あたり人員の推計値と令和元（2019）年の区域ごとの割合を適用することで算定する。

1-4 将来都市構造

下松市の将来都市構造は以下のような構成で設定する。



(1) 「都市の活動軸」

将来の都市構造の骨格をなす「都市の活動軸」を設定する。

「都市の活動軸」とは・・・

都市は、多くの人々が相互に密接な関係を持ちながら様々な活動をする場である。この中で、人や物、情報の動きの方向、連携・交流の方向を集約したものを「都市の活動軸」と名付ける。

これは、決して交通機能だけでなく、軸上で一定の性格を共有しつつ、様々な都市機能が連担してこれを中心に都市全体が発展するという方向軸の概念で、国土における国土軸に相当するものとする。

この考え方のもとで、次の4つの「都市の活動軸」を設定する（〔 〕内は活動軸のテーマ）

臨海軸 [燃える情熱] (テーマカラー＝赤)

- ・ 長く下松市の経済発展の基礎となった臨海部や下松駅周辺地区を含み、その力の蓄積を新しい時代の活力に変え、さらに経済、行政、文化、教育等の中心的機能を担う。
- ・ 臨海部は、製造業や水産業等の産業活動の場としての機能を維持しつつ海の景観形成に寄与し、これに身近な利便性、快適性の高い生活の場としての機能を集約的に果たす。
- ・ 周南市（徳山）方面や光・柳井方面に連なる幹線交通軸機能を強化する。

山陽道軸 [確かな陽光] (テーマカラー＝黄)

- ・ 旧山陽道、国道2号等を中心に歴史性も活かした環境と、都市の成長を先導した新たな市街地の環境が調和し、生活の場であると同時に商業や流通、農業、製造業等複合的な産業展開の軸となる。
- ・ ふくしの里や周南工流シティー、下松市農業公園等を含み、里山環境も保全された多様性を持つユニークな都市環境形成を図る。
- ・ 周南市（徳山）方面及び同（熊毛）・岩国方面に連なる幹線交通軸機能と、花岡、久保地域と下松地域を結ぶ交通機能を含む。

末武川軸 [湧きあがる力] (テーマカラー＝青)

- ・ 東西、南北の主要交通幹線が合う末武平野を中心に、海岸部から米川地域の山地へと続き、その位置的優位性と資源の多様性から、様々な新しい経済活動や交流活動が生まれ育つ「若さ」が躍動する軸となる。
- ・ 末武川の流れを介した山と海の連携がなされ、末武平野の躍動感が米川地域の活性化にも刺激を与える。
- ・ 海岸部と米川地域方面を結ぶ南北の幹線交通軸機能を含み、東西方向の軸機能との円滑な連携を確保する。

笠戸軸 [映える緑] (テーマカラー＝緑)

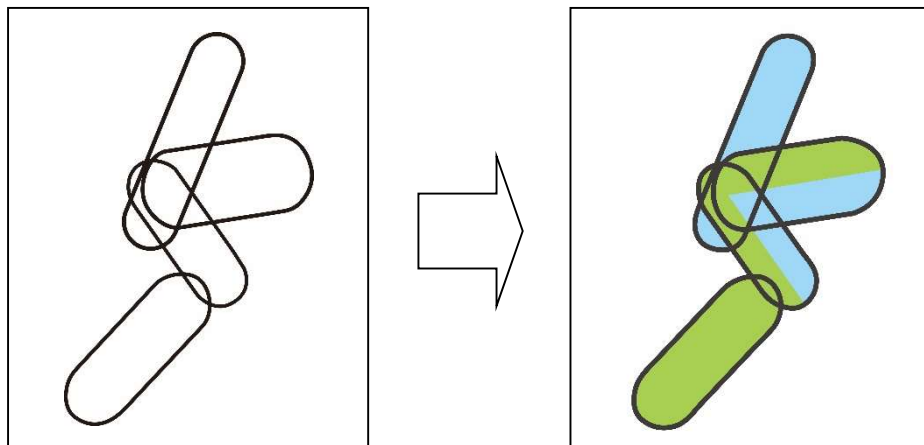
- ・ 市街地に近接しながら瀬戸内海の自然美を見せる笠戸島では、その自然環境を良好に保全しながら、造船や水産業、広域的観光・レクリエーションの展開を通じて、活性化を図る。
- ・ 人口の流出を抑制し、定住の条件を高めるため、産業や自然環境と調和した生活の利便を提供する機能の充実、育成を図る。
- ・ 笠戸島と市街地を結び、生活の軸でもある島内縦貫の交通機能を強化する。

(2) 都市構造形態

下松市の都市構造形態は、この4つの「都市の活動軸」を基本に形成されるものとする。この構造形態は、下図のように「**K** + **S**」の文字の合成のように見えることから、

K S 構造

と名付け、下松市都市計画マスタープラン全体を貫く方針の基本として定める。

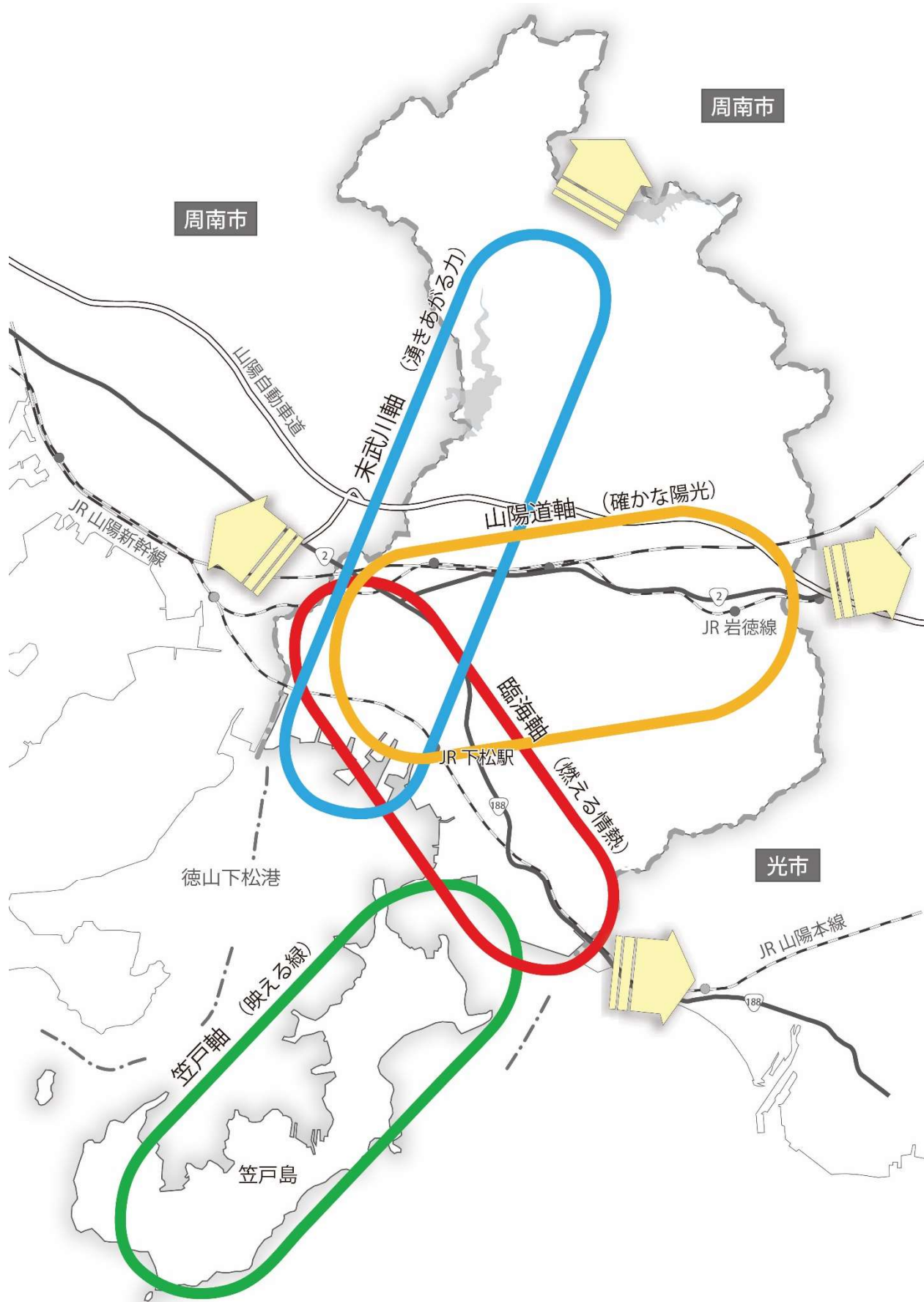


なお、本プラン（下松市都市計画マスタープラン）のサブタイトル（愛称）も、

『K S プラン』 (くだまつスタープラン)

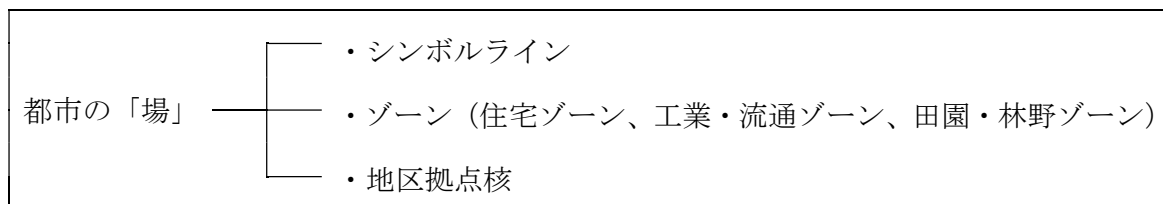
と表現し、星ふるまち下松の輝きをつくる都市計画という意味を持たせる。

「都市の活動軸」の設定図



(3)「都市の「場」」の配置

4つの「都市の活動軸」の中で、主に市街地における生活や各種の社会経済活動が展開される舞台となる「場」として、次の3種を位置づける。



それぞれの「場」の位置づけを次のように設定する。

シンボルライン

- ・ 「K S 構造」のほぼ中央に位置し、4つの「都市の活動軸」のうち3つの軸が重なる部分で、道路及び鉄道の交通結節点機能を果たせる可能性の高い下松駅周辺と周防花岡駅周辺を結び、商業施設や各種の集客施設、公共施設等が集積する中央線、大手線、県道下松鹿野線（末武大通線）等を中心に幅を持ったエリアを、下松市の市街地を象徴し、全市的な都市活動の共通の拠り所となる「帯」（＝シンボルライン）として位置づける。
- ・ シンボルラインは、带状のそれ自体が下松市の中心市街地として機能し、この幅を持ったライン上に全市的、広域的な都市機能をできるだけ集積させ、公共交通機能の集約化を図る。これにより、周南地域における広域的な都市拠点の一翼としても機能していく。
- ・ シンボルラインに位置づけられる带状のエリアやその周辺では、各種都市機能の集積立地を秩序ある形で促進するため、必要な都市基盤整備やその維持管理を計画的に進める。
- ・ シンボルライン上の道路や沿道敷地・建物では、市の象徴空間にふさわしい良好な景観を創造するため、市民と行政の協働により、緑化やデザインへの配慮、イメージの統一等に努める。
- ・ シンボルライン両端部の下松駅周辺及び周防花岡駅周辺では、それぞれの市街地の機能集積を活かしながら駅同士が有機的連携を図りつつ、公共交通拠点機能の充実やその他公共サービス機能の集積・活用により、市街地の拠点としての役割を強化する。

ゾーン

- ・ シンボルラインを中心とした市街地の広がりや、それを取り巻くエリアの範囲を、住宅、工業・流通、田園・林野という性格別に「ゾーン」として位置づけ、それぞれの性格に合わせた環境形成を図る。

○住宅ゾーン ————— 主に居住用の住宅やそれに関連する用途に限った建物や施設の立地に供するゾーンで、安全で快適な居住環境の形成に供する都市基盤の充実、維持管理に努める。

○工業・流通ゾーン ——— 都市の経済的基盤となる工業生産活動や、流通拠点機能等の展開を中心とするゾーンで、産業活動に必要な道路・港湾等の基盤

施設の確保や維持管理、良好な環境形成に努める。

○田園・林野ゾーン —— 市街地を取り囲むゾーンで、農地や里山と共生する集落環境の向上に努めながら、豊かな山林、農地の保全管理に努める。

地区拠点核

- ・ 地区拠点核は、シンボルラインを補完し、それを取り巻く各ゾーンにおける身近な生活拠点として、行政サービスや商業・業務等の一定機能の集積を形成するものである。
- ・ それぞれの地区拠点核では、身近な行政サービスや日常的な商業等、生活に密着した機能の集約的立地を図る。
- ・ 地区拠点核は、次の4か所を設定する。

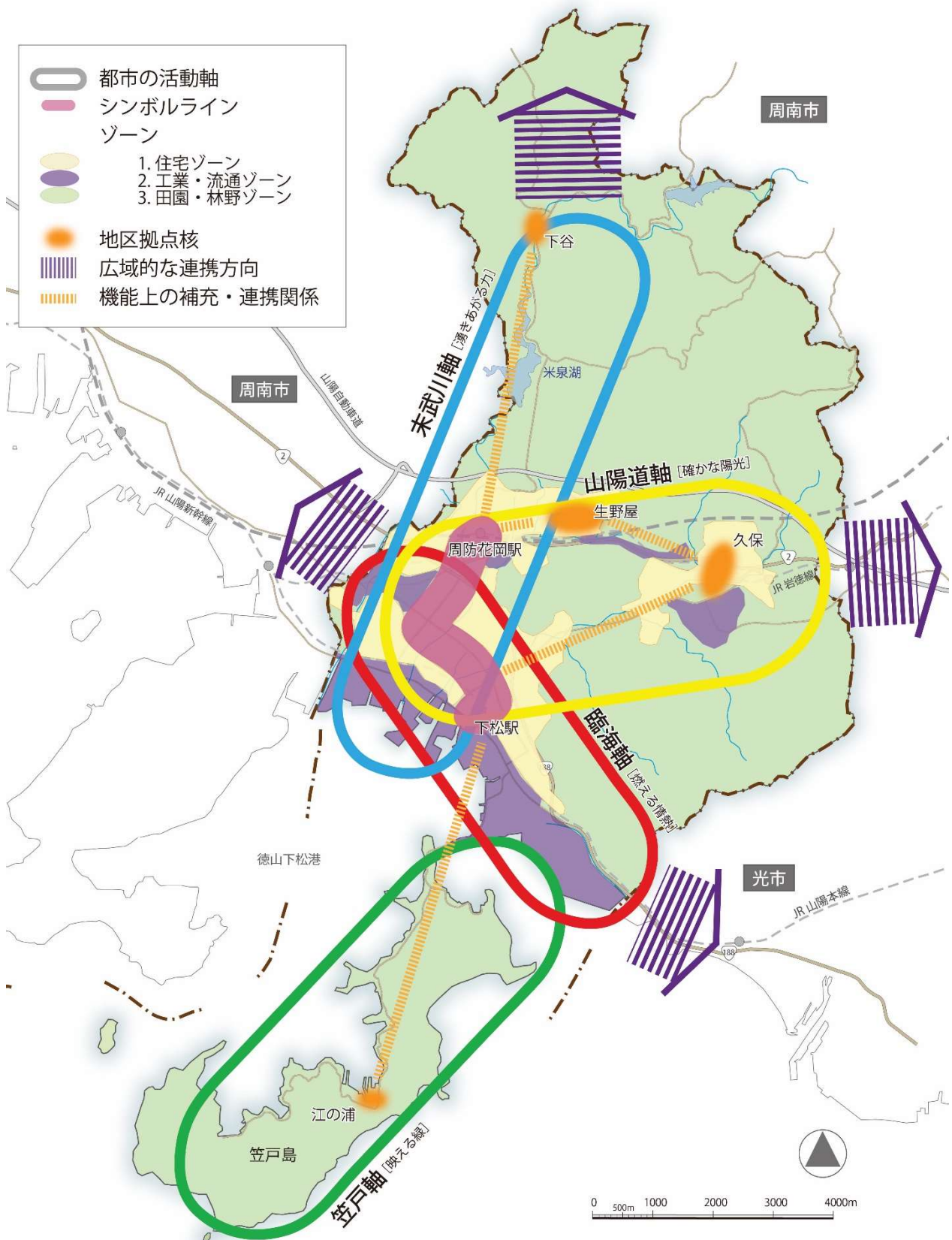
☆生野屋 —— 花岡地域東部、生野屋地区の生活拠点として、生野屋駅付近からその北側に隣接する市街地部分に位置づける。

☆久保 —— 東陽地区（久保団地）から、歴史的に久保地域の中心をなしていた久保市地区にかけての部分、久保地域の生活拠点として位置づける。

☆江の浦 —— 笠戸島地域の拠点として、島中央に位置する江の浦地区の中心部を位置づける。

☆下谷 —— 米川地域の拠点として、最大集落で市役所出張所等もある下谷地区の中心部を位置づける。

将来都市構造図



2 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的考え方

下松市の将来の土地利用は、市域を市街地と非市街地に分けた上で、それぞれの方針を設定し、それに従い有効利用を図る。

市域	市街地	市街化区域	都市計画区域
	非市街地	市街化調整区域	
		都市計画区域外	

土地利用の方針は、主要な利用区分ごとに、その誘導・利用イメージと配置方針を設定することによって示す。この方針は、各々の現況土地利用特性に配慮し、目指す将来都市構造の形成を導けるように定める。

また、各利用区分全体を通じた土地利用の基本方針を以下のように置く。

○都市機能の集約化を導く土地利用

無秩序な市街地の広がりを受け、シンボルラインへの都市中心機能の集積、地区拠点核への地域の中心機能の集積を誘導し、機能集約型のメリハリのある土地利用を目指す。

○市内での都市機能複合化を促進する土地利用

居住機能や生産機能が市内で調和をもって共存し、職住近接、経済活力増進が図られる多様性を強化する土地利用を目指す。

○自然環境と調和した土地利用

身近に緑や海の豊かさを感じる下松市の市街地環境を将来も維持し、うるおいある居住環境、社会経済活動環境の実現を目指す。

○交通体系と整合し、目指す都市構造に沿った土地利用

幹線道路や公共交通ネットワークの動線を考慮し、それを中心に都市的土地利用が効率的に展開でき、「K S 構造」を実現するにふさわしい土地利用を目指す。

(2) 市街地の範囲

- ・ 将来の市街地の範囲は、4つの「都市の活動軸」に含まれる範囲内のうち、特に臨海軸と山陽道軸の中で、現行の市街化区域を基本とし、原則として拡大は行わない。むしろ、シンボルラインを中心とした機能集約型の効率性の高い市街地形成を目指す。
- ・ 市街化調整区域では、開発の抑制を原則とするが、地域活性化等の観点から必要な区域については、自然的環境の保全との調和のもとで、地区計画等を活用し、必要最小限の範囲で計画的な土地利用を行うものとする。
- ・ 山林や緑地、農山漁村集落や観光地の環境を守るべき非市街地との区分を明確化し、緑を身近に感じる都市の姿を維持するよう努める。

(3) 土地利用の区分

土地利用の方針は、以下の区分ごとに利用イメージと配置方針を示す。

ア) 市街地の土地利用	A. 低密度住宅地	(住宅ゾーン)	(シンボル ライン)
	B. 中密度住宅地		
	C. 複合利用市街地		
	D. 一団の公共公益施設用地		
	E. 拠点的商业・業務用地		
	F. 工業・流通・研究開発用地	(工業・流通ゾーン)	
イ) 非市街地の土地利用	G. 農地・農漁業集落地	(田園・林野ゾーン)	
	H. 自然緑地・山林		
	I. 大規模公園緑地等		

※複合利用市街地は、住宅と商工業等の機能が調和をもって共存する市街地を指す。

※大規模公園緑地等には観光レクリエーション施設用地等も含む。

(4) 土地利用の誘導と配置の方針

上で定めた土地利用区分ごとの、利用イメージと配置の方針を以下に示す。

土地利用区分	利用イメージ	配置方針
A. 低密度住宅地	- 戸建ての専用住宅を中心とし、住宅の間隔にゆとりがあり、ゆったりと居住できる環境の形成を図る。 - 元来の地形条件を活かし、斜面や建物の間等には緑が豊富にあり、周囲の自然環境と調和した落ち着いた住宅地の形成、美しい住宅地景観の形成を導く。	- 市街化区域内で、比較的后発的に住宅立地が進んだ部分、また今後進む可能性が高い部分を中心に位置づける。 - 現行の第一種低層住居専用地域は原則として低密度住宅地とする。 - 地形的に起伏があり、緑豊かな住宅地形成の必然性が高い地域を中心に位置づける。
B. 中密度住宅地	- 戸建て住宅や集合住宅が調和をもって過密とならないような適切な密度で立地する住宅地とする。 - 生活道路等の基盤施設の整備を図りつつ、空閑地の活用等による土地の有効利用を促進し、調和のとれた景観を形成する。 - 建物の不燃化促進等、防災性の向上を図る。	- 比較的早期に形成された下松地域等の住宅地や、既に一定密度で住宅が立地している住宅団地部分がこれに相当する。 - 主に、現行の第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域等は中密度住宅地とする。

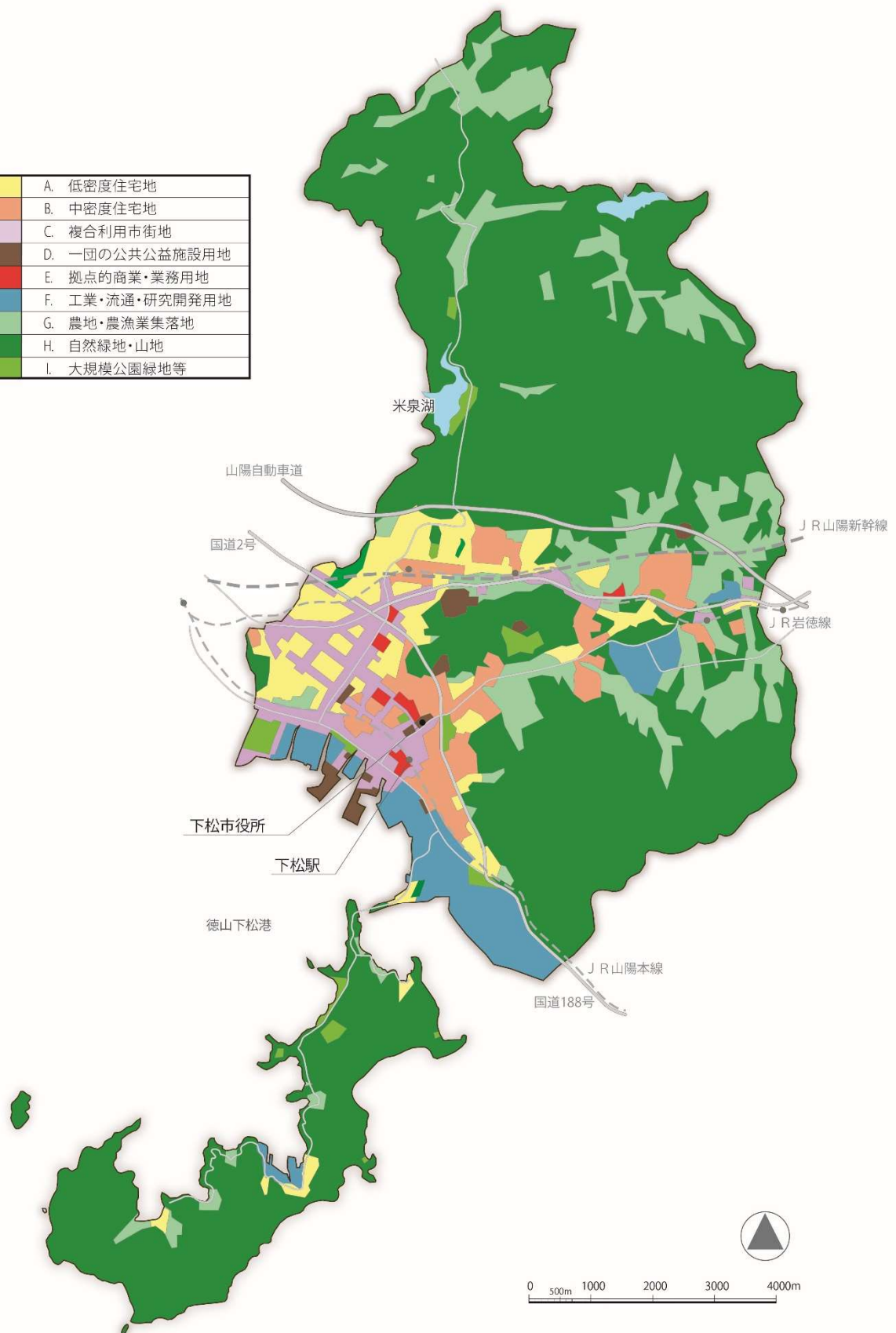
土地利用区分	利用イメージ	配置方針
C. 複合利用市街地	・ 住宅と商工業施設等が調和をもって共存し、多様なサービスを享受できる利便性を併せ持った都市型生活空間を形成する。 ・ 住宅は共同化等により土地の高度利用に努め、商工業機能との相互干渉を防ぎつつ良好な居住環境の維持形成を図る。 ・ 防災性の確保に十分配慮し、景観面でも調和のとれた市街地形成を図る。	・ 国道2号、188号、県道徳山下松線等や、シンボルライン上の県道下松鹿野線（末武大通線）や中央線等の幹線道路の沿道地区を位置づけ、道路交通の利便性を活かした土地の有効利用を図る。 ・ 下松地域の商業業務地の隣接部のほか、臨海部の一部で港湾関連施設と商工業施設の接点となるべき部分を位置づける。 ・ 準住居地域、準工業地域等が含まれる。
D. 一団の公共公益施設用地	・ 各種の公共公益サービス機能の立地・集積拠点を形成する部分を位置づける。 ・ 必要機能を効率的に配置し、かつ敷地内緑化等周囲の自然環境との調和に努める。	・ 市役所や恋路クリーンセンター、ふくしの里等がこれに相当する。 ・ 第1・第2公共埠頭とその隣接地も、公共公益施設用地として位置づける。
E. 拠点的商业・業務用地	・ 市の中心的な商業機能や業務機能等が集中的に立地し、全市的かつ広域的な集客力を発揮する空間を形成する。 ・ 大小の商業・サービス業施設や業務ビル等で構成し、魅力的な景観形成を持つ賑わいのある都市空間とする。	・ シンボルラインの中でも、特に商業的な集積を形成している部分を位置づける。 ・ 下松タウンセンターや県道下松鹿野線（末武大通線）と国道2号・188号の交差部、中央線沿道、下松駅周辺等がこれに相当する。
F. 工業・流通・研究開発用地	・ 時代環境に適合した工業生産活動の展開の場、物流拠点機能、研究開発機能等の施設立地の場となる。 ・ 遊休地の有効活用により、産業立地ニーズに応える用地の創出に努める。 ・ 敷地内緑化等周囲の自然環境との調和、景観形成に努める。	・ 臨海部の工場等の施設集積地やその予定地一帯を位置づける。 ・ 周南工流シティーを位置づけるほか、笠戸島地域の江の浦地区の造船所施設用地、久保地域（切山地区）の工業・流通系開発地を位置づける。 ・ そのほかにも、企業の遊休地活用等による確保を図る。

土地利用区分	利用イメージ	配置方針
G. 農地・農漁業集落地	- 市街地周辺の貴重なオープンスペース、農業生産の場、都市住民と土や緑とのふれあい、交流の場として保全、整備を図り、美しい田園景観の形成を促進する。 - 集落部は、農地との調和のもとに生活環境の整備を進める。	- 久保地域、米川地域を中心に、現況農地や農業集落地を位置づける。 - 笠戸島地域の集落周辺の現況農地部分等を位置づける。
H. 自然緑地・山林	- 豊かな緑の環境を維持、形成するため、山林の適正な管理、保全を図り、美しい景観の維持創造に努める。 - 一部では、自然環境保全との調和に留意しつつ、交流や学習、レクリエーション等の場としての有効活用を図る。	花岡、久保地域の北部から米川地域にかけての山林、下松地域と久保地域の間にひろがる茶臼山を中心とした山林、北山一帯、及び笠戸島の大半を位置づける。
I. 大規模公園緑地等	市民の憩いの場、観光レクリエーションの拠点として、自然環境の保全と調和した公園機能の整備、緑の創出を図る。	下松スポーツ公園、下松公園等をはじめとした主要な都市公園のほか、笠戸島の観光拠点、米川地域の末武川ダム公園（米泉湖公園）等を位置づける。

以上の配置方針を、土地利用方針図として次に示す。

■土地利用方針図

	A. 低密度住宅地
	B. 中密度住宅地
	C. 複合利用市街地
	D. 一団の公共公益施設用地
	E. 拠点的商业・業務用地
	F. 工業・流通・研究開発用地
	G. 農地・農漁業集落地
	H. 自然緑地・山地
	I. 大規模公園緑地等



(5) 土地利用フレーム

市域のうち、都市計画区域内について、区域別、土地利用用途別の土地利用面積フレームを設定する。

都市計画区域面積は不変とし、市街化区域面積も、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造形成の観点から拡大をしないことを基本とする。

平成 29（2017）年度都市計画基礎調査による市街化区域、市街化調整区域の土地利用用途別の面積を基準として、以下のような想定に基づき、目標年度（令和 12（2030）年度）の土地利用区分別面積フレームとする（参考値として令和 22（2040）年度）の値も示す）。

[土地利用区分別面積フレーム設定方法]

◇市街化区域

- ・水面の面積は平成 29（2017）年度から不変とする。
- ・住宅用地の面積は世帯数の増加に伴って増加するが、市街地のコンパクト性維持の観点から、平成 29（2017）年度以降の世帯数フレームまでの増加率の 80%の増加とする。
- ・商業用地の面積は、これまで急増してきた経緯も踏まえ、令和 12（2030）年度までは人口増加率を上回る 5 %増とし、以降固定する。
- ・工業用地の面積は、その確保の観点から市街化区域内で 200ha の確保とする（令和 12（2030）年度以降固定）。
- ・農林漁業施設用地の面積は、宅地（住宅・商業・工業用地計）の増加に逆比例する形で減少とする。
- ・公益施設用地及び公共空地の面積は、令和 12（2030）年度まで人口に比例して増加、以降固定する。
- ・道路用地の面積は、全市の宅地（住宅・商業・工業用地計）の増加に比例する形で増加とする。
- ・交通施設用地の面積は、物流施設増への対応として全市の宅地（住宅・商業・工業用地計）面積の増加率に比例して増加とする。
- ・以上の平成 29（2017）年度以降の増分を、農地、山林、その他の自然地、その他の空地の平成 29（2017）年度の現況面積のそれらの按分面積の減少で相殺するものとする。

◇市街化調整区域

- ・農地、山林、水面、住宅用地、商業用地、農林漁業施設用地、公益施設用地、公共空地の面積は平成 29（2017）年度から不変とする。
- ・工業用地の面積は、笠戸地区の造船所用地の埋立を考慮し、22ha とする。
- ・道路用地の面積は、全市の宅地（住宅・商業・工業用地計）の増加に比例する形で増加とする。
- ・交通施設用地の面積は、物流施設増への対応として全市の宅地（住宅・商業・工業用地計）面積の増加率に比例して増加とする。
- ・以上の平成 29（2017）年度以降の増分を、その他の自然地、その他の空地の平成 29（2017）年度の現況面積のそれらの按分面積の減少で相殺するものとする。

以上による土地利用区分別面積フレームは次のように設定される。

都市計画区域内の土地利用区別面積フレーム

単位:ha

	現況面積(平成29(2017)年)			令和12(2030)年フレーム			令和22(2040)年(参考値)		
	市街化 区域	市街化 調整区域	合計	市街化 区域	市街化 調整区域	合計	市街化 区域	市街化 調整区域	合計
合計	1,835.0	4,798.0	6,633.0	1,835	4,799	6,634	1,835	4,799	6,634
自然的土地利用	392.1	4,436.0	4,828.1	338	4,430	4,768	330	4,429	4,759
農地	160.6	436.3	596.9	136	436	572	133	436	569
山林	128.5	3,821.5	3,950.0	109	3,822	3,931	106	3,822	3,928
水面	31.5	104.9	136.4	32	105	137	32	105	137
その他の自然地	71.5	73.3	144.8	61	67	128	59	66	125
都市的土地利用	1,442.9	362.0	1,804.9	1,497	369	1,866	1,505	370	1,875
宅地	832.8	129.8	962.6	888	131	1,019	897	131	1,028
住宅用地	500.7	84.8	585.5	528	85	613	536	85	621
商業用地	152.7	24.4	177.1	160	24	184	161	24	185
工業用地	179.4	20.6	200.0	200	22	222	200	22	222
農林漁業施設用地	2.2	5.2	7.4	2	5	7	2	5	7
公益施設用地	173.1	44.4	217.5	175	44	219	175	44	219
道路用地	236.6	119.5	356.1	252	127	379	255	129	384
交通施設用地	32.1	12.3	44.4	34	13	47	35	13	48
公共空地	27.7	7.6	35.3	28	8	36	28	8	36
その他の空地	138.4	43.2	181.6	118	41	159	113	40	153
都市的土地利用率(%)	78.6	7.5	27.2	81.6	7.7	28.1	82.0	7.7	28.3

(注)

農地	: 水田、畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場
山林	: 樹林地
水面	: 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
その他自然地	: 原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
住宅用地	: 住宅(住宅に付随する物置、車庫等を含む)、共同住宅、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅、作業所併用住宅
商業用地	: 業務施設、商業施設、宿泊施設、商業系用途複合施設(主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの)
工業用地	: 工場 ※工業専用地域は全て工業用地とする。
農林漁業施設用地	: 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等
公益施設用地	: 官公庁施設、文教厚生施設、供給処理施設
道路用地	: 道路、駅前広場
交通施設用地	: 駅舎、鉄道車庫、バスターミナル、港湾・空港施設、卸売市場、倉庫、トラクターミナル、立体駐車場、駐輪施設等
公共空地	: 公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他の空地	: 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地、ゴルフ場

3 都市施設の整備方針

3-1 交通施設の整備方針

(1) 交通施設整備の基本的考え方

下松市の都市構造を支える骨格となる交通施設整備の基本的考え方を次のように定める。

○広域交通動線機能の充実

広域的な交流の活発化や市町間の様々な連携の強化に供するため、東西、南北方向の広域交通動線機能の確保・強靱化を図る。

○「都市の活動軸」に沿う動線の強化

将来都市像、及び目指すべき都市構造の実現のため、設定している4つの「都市の活動軸」に沿った方向の交通動線を強化する。

○シンボルライン上の交通軸機能強化

都市の中心的機能の集積を目指すシンボルライン上では、ライン上の移動利便向上や機能集積条件の向上を図るため、ラインに沿った方向の交通動線の機能を強化する。

○市内地域間の移動自由度の向上

市内の各地域相互間の行き来をより円滑にするため、地域間を結ぶ交通動線の機能向上を図る。

○公共交通の確保・充実と活用

自動車交通への過度な依存を避け、交通空間の有効利用を図るとともに、高齢者等にも優しい移動手段としての公共交通機関の確保と有効な活用を進める。

○自転車・歩行者交通環境の向上

誰もが気軽に安心してまちを歩き、また自転車で通行できるネットワークを形成し、人間優先の交通環境づくりを進める。

以上の基本的考え方のもとで、交通施設整備の方針を以下の項目ごとに設定する。

交通施設整備の方針	道路網の整備方針	幹線道路網の整備方針 シンボル道路の位置づけと整備方針 生活道路の整備方針
	公共交通の整備方針	
	自転車・歩行者交通環境の整備方針	
	その他の交通施設の整備方針	港湾機能の整備方針 駐車場の整備方針 交通管理の方針

(2) 道路網の整備方針

広域的な中での人の交流や物の流動、市内各地域の円滑な連携に寄与するための幹線道路のネットワークを形成する。また、幹線道路に接続し、地域内の良好な生活環境の形成の基盤となる生活道路網の形成を図る。

① 幹線道路の整備方針

市内の幹線道路網は、次のような目的区分により各路線の位置づけ及び整備を行い、都市の骨格としてバランスのとれたネットワークの形成を目指す。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">a) 市内の都市形成の骨格であると同時に広域交通の主軸ともなる路線b) 周囲の市町との円滑な連絡に供する路線c) 「都市の活動軸」に沿ってその機能強化に供する路線d) 市内地域間の交流自由度の向上に寄与する路線e) 各地域内の都市形成を促進する路線 |
|--|

この幹線道路網を構成する路線は、現行の都市計画道路を基礎とし、これに都市計画道路以外の県道等主要路線を加えたものとする。

なお、「都市計画道路の見直し方針」を基本に、長期未着手となっている都市計画道路の見直しの検討等、必要な計画変更を図る。

これら幹線道路網の整備においては、自動車交通の処理だけでなく、歩行者・自転車や沿道環境への配慮も十分にいき、必要な幅員構成と構造を持つものとして整備するものとする。道路の幅員構成は、交通量の状況や沿道の土地利用、歩行者・自転車の利用状況等に応じ、道路構造令に従いつつ余裕を持った車道や自転車・歩行者通行帯等によるものとし、緑化や景観形成に配慮した構造とする。

整備済み区間についても、安全性の向上、通行しやすい快適な道路環境づくり、樹木の植え替え等を含む修景等を計画的に進める。

上記の5つの目的区分ごとの具体的な構成路線は、次の表及び図のように設定する。(表中で**太字**の路線は、優先整備路線であることを示す。)

※ 仮) 周南道路・・・山口県により周南地域の新たな幹線をなす地域高規格道路として構想されたもので、ルートが未定であり、県の計画動向により今後具体的な位置づけを検討するものとする。

※ 仮) 下松・光間道路・・・交通渋滞の解消や地域経済の活性化、さらには災害時における代替機能を担う事業として、具体的なルートの検討や関連する事業計画との調整を進める。

幹線道路網構成路線

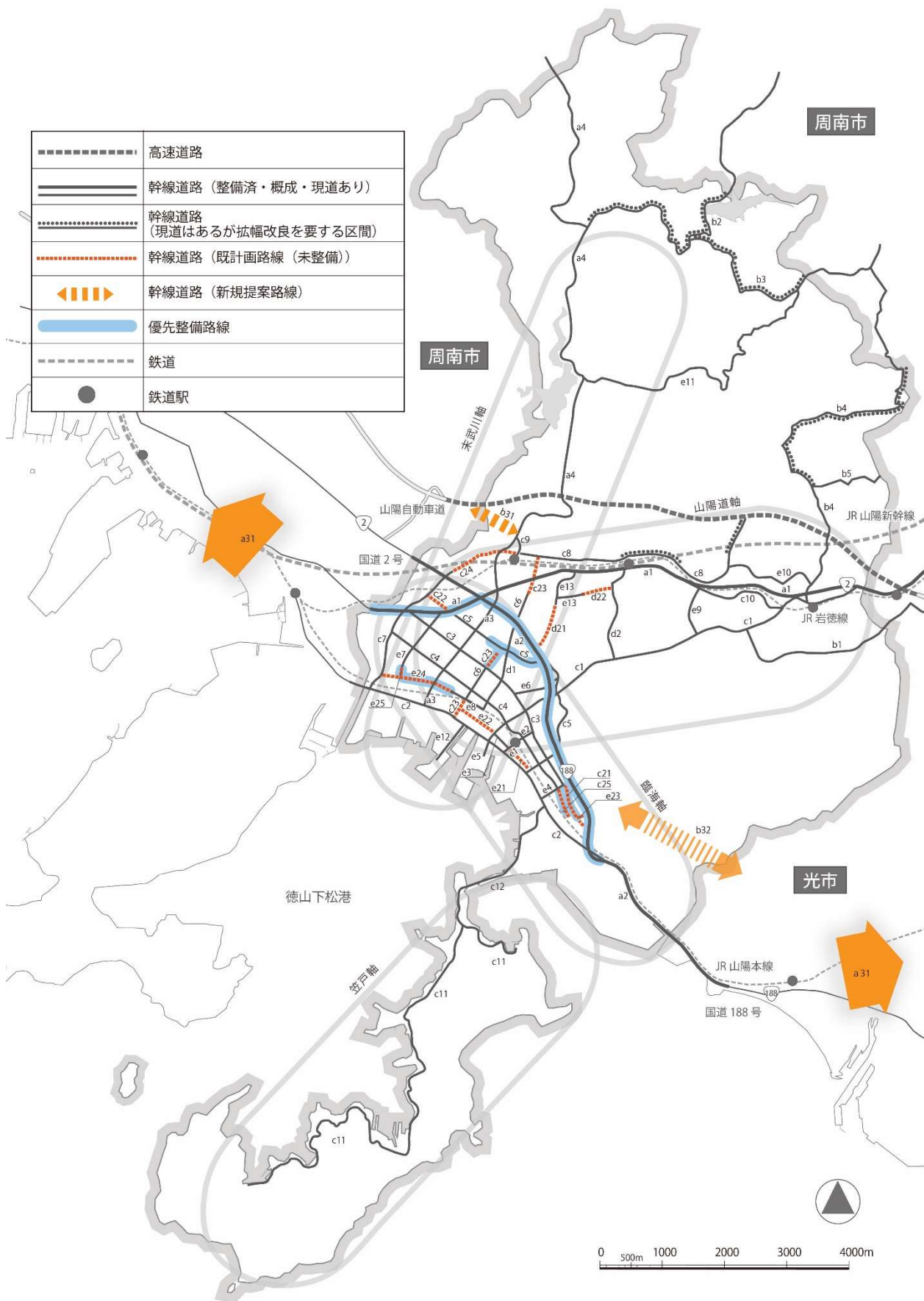
	整備済・概成・現道ありの区間 (拡幅改良を要する区間を含む)	既計画路線 (未整備)	新規提案路線
a) 市内の都市形成の 骨格であると同時に 広域交通の主軸 ともなる路線	a 1) 国道山手線(R2, 県道下 松新南陽線) * a 2) 山手線(R188 , R2) * a 3) 末武大通線 (県道下松鹿 野線) a 4) 県道下松鹿野線 ※		a 31) 仮) 周南道路
b) 周囲の市町との円 滑な連絡に供する 路線	b 1) 県道下松田布施線 ※ b 2) 県道三瀬川下松線 ※☆ b 3) 県道八代温見線 ※☆ b 4) 県道瀬越下松線の一部 ※☆ b 5) 農免道路 ※		b 31) 仮) 花岡坂本 線 b 32) 仮) 下松・光 間道路
c) 「都市の活動軸」 に沿ってその機能 強化に供する路線	c 1) 妙見通線 (県道下松田布 施線の一部を含む) c 2) 国道海岸線 (県道徳山下 松線) c 3) 中央線 c 4) 大手線 c 5) 青木線の一部* c 6) 西市通線の一部 c 7) 川端通線の一部 c 8) 西条線 (川端通線の一部 を含む) c 9) 花岡通線 c 10) 県道瀬越下松線の一部 c 11) 県道笠戸島線 ※ c 12) 県道笠戸島公園線 ※	c 21) 中央線の一部 c 22) 青木線の一部 c 23) 西市通線の一部 c 24) 川端通線の一部 c 25) 豊井恋ヶ浜線	
d) 市内地域間の交流 自由度の向上に寄 与する路線	d 1) 城山通線 d 2) 恋路線 ※	d 21) 仮) ふれあい線 ※ d 22) 仮) 長寿線 ※	
e) 各地域内の都市形 成を促進する路線	e 1) 南駅通線 e 2) 北駅通線 e 3) 西本通線の一部 e 4) 半上通線 e 5) 汐見通線 e 6) 末光通線 * e 7) 香力通線の一部 e 8) 大海線の一部 e 9) す通線 e 10) 久保団地線 ※ e 11) 瀬戸線 ※ e 12) 臨港道路 (第2公共埠頭) e 13) 長寿線 ※	e 21) 東本通線 e 22) 西本通線の一部 e 23) 中豊井通線 e 24) 大海線の一部 e 25) 香力通線の一部	

注) **太字網かけ**は優先整備路線

※印は、都市計画道路ではないが、幹線道路として位置づける路線 (うち☆印は、拡幅改良を要する区間を含むもの)

*印は、現行都市計画道路で概成しているが、計画幅員への拡幅改良が必要な区間を含む路線

幹線道路の整備方針図



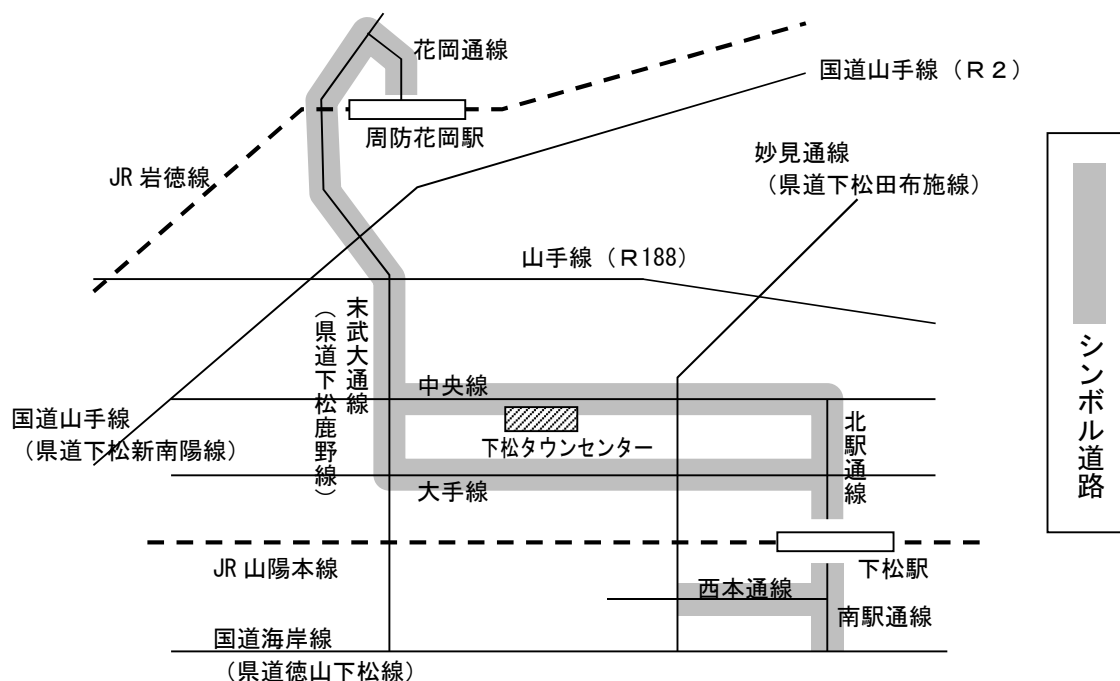
②シンボル道路の位置づけと整備方針

幹線道路網構成路線のうち、「シンボルライン」に沿い、その動線の主軸となる路線区間を、下松市の「シンボル道路」と位置づけ、質の高い道路整備を図る。

具体的には、以下の路線区間が該当する。

「シンボル道路」該当路線区間	・南駅通線 ・西本通線（南駅通線～妙見通線の区間） ・北駅通線 ・中央線（北駅通線～末武大通線の区間） ・大手線（北駅通線～末武大通線の区間） ・末武大通線（大手線～花岡通線接続部の区間） ・花岡通線
-----------------------	--

シンボル道路位置づけ路線・区間



シンボル道路では、下松市を象徴する道路空間として、特に次のような整備に努める。

○歩道の快適・安全性の工夫

快適に歩ける環境を形成するため、歩道の舗装の工夫、ベンチ等の設置等に努めるとともに、安全に歩ける歩道幅員とする。

○重点的な道路緑化と景観形成

美しい道路景観を形成するため、特に樹種の選定や樹木の植え替え等にも配慮した重点的な道路の緑化、植栽のほか、良質な構造物デザイン等に努める。

○交通処理の円滑化

沿道街区や施設等への出入り需要があっても円滑な交通流が確保できるよう、右折レーンの設置や路側帯の確保、交差点処理の改善等を進める。

③生活道路の整備方針

各地域内の生活道路は、自動車での利用利便だけでなく、地域住民等の生活の一部として、安全で快適な歩行等ができる空間として整備を進める。

具体的には、次のような方針に基づき整備を図る。

○幅員の確保

細街路の拡幅や道路新設による高い防災性と利便性を持つ生活道路網の整備を進める。最低4mの幅員を確保することとし、沿道住民の協力のもとに狭あい道路の拡幅整備を進める。建物建て替え時の壁面後退による道路の拡幅、宅地整備と連動した道路新設等を促進する。

○歩車共存の環境整備

歩行者の安全性や沿道環境の保護を優先し、自動車乗り入れ規制や、自動車が速度を出しにくい構造上の工夫（コミュニティ道路としての整備等）に努める。

○地区整備と一体の道路整備

民間宅地開発等においては、開発区域内の適正な道路空間の整備と幹線道路へのアクセスの確保がなされるように誘導する。

○その他

豊井地区内の生活道路については、「豊井地区まちづくり整備計画」に基づいて整備を進める。

(3) 公共交通の整備方針

高齢者の増加といった社会構造変化や環境負荷の低減等の要請の中で、鉄道、バス等の公共交通は、その有効活用により自動車への依存を抑制し、自動車交通と共存しつつ効率的な交通体系が構築できるよう、整備・確保を進める。

「住みよさ向上に寄与する公共交通」、「使いやすく選ばれる公共交通」、「環境変化に対応できる持続可能な公共交通」を基本方針として、次のような分類と役割の認識のもとで、利便性やサービスの向上、交通網・システムの形成を図る。

各公共交通機関の分類と役割

分類	役割	公共交通
広域幹線	周南都市圏外の各方面との交流・連携を強化する。	・鉄道（ＪＲ山陽本線、岩徳線） ・路線バス（岩国方面、光・柳井方面、山口・下関方面）
都市間・地域間幹線	周南都市圏内の各拠点と市内の拠点の間、あるいは市内の拠点間の連携を強化する。	・鉄道（ＪＲ山陽本線、岩徳線） ・路線バス（徳山方面、熊毛方面、久保方面）
支線	地域の特性に応じて地域の拠点と居住エリア等を結ぶ。	・路線バス（広域幹線、都市間・地域間幹線、市街地循環線以外の路線） ・乗合タクシー等
市街地循環線	シンボルライン周辺の市街地内の周遊を促進する。	・路線バス市街地循環線
その他	上記のサービスで対応できない個別の移動ニーズに対応。	・タクシー等

○鉄道・バスの利用利便性の向上促進

・幹線サービスの強化

鉄道・路線バスによる都市間幹線について、市内外の拠点間連携の強化につながるよう、特に通勤・通学の利便性向上に配慮し、運行ダイヤの改善や運行回数の確保・増加、快適性の向上等を促進する。

・幹線と支線の乗り継ぎ利便性の向上

鉄道と路線バス、路線バス同士等、幹線と支線の円滑な乗り継ぎができるよう、ダイヤの調整を図り、利用者の負担や利用抵抗の軽減を図る。

・効率的なバス路線網の再構築

路線バスの各系統について、利用促進を図りつつ、利用状況や収支状況の評価も踏まえ、都市構造形成に効果的で効率的なバス路線網への再構築を進める。

○安心して利用しやすい交通サービスの形成

・車両や施設のバリアフリー化

事業者と協力しながら、車両のほか、トイレや待合環境も含めたバリアフリー化を計画的に進める。

・サービス情報提供の充実

公共交通全体をカバーするマップや時刻表を作成する等、サービス内容に関する情報を

様々な媒体を活用して提供するとともに、GISを用いたバスロケーションシステムの導入検討等により、利便性向上、利用喚起につなげる。

- ・公共交通利用の意識啓発

高齢者や児童・生徒、転入者等にターゲットを絞ったモビリティマネジメントを推進し、公共交通の利用意識の啓発を進める。特に、高齢者の運転免許証返納促進と併せた利用へのインセンティブとして、ICカード導入も含めた利用に際する不安や運賃負担の軽減等に努める。

○新しい効率的な公共交通システムの創出

- ・シンボルラインを中心とした市街地循環バス交通システムの形成

シンボルライン上の主要施設を中心に、市街地を循環するわかりやすい新規バス路線の導入を図り、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造形成につなげる。

- ・需要に応じた支線サービスの形成と充実

米川地域の「米泉号」の検証に基づく改善も含め、幹線でカバーしきれない地区のそれぞれの状況に応じて、利便性が確保でき経済的な方法を検討し、現在公共交通の運行がない地区も含めて、適切な乗合輸送サービスの導入、福祉施策等とも連携したタクシー活用等による移動手段の確保等を進める。

- ・効率的な新交通システムの形成

スクールバス等、路線バスと競合・重複するサービスを統合する等の経済的な交通システムへの見直しを、関係機関との協力関係のもとに進める。また、地区住民主体による移動手段確保の取組を行政がサポートする制度の構築も図る。

○公共交通の運行を支援する都市施設整備

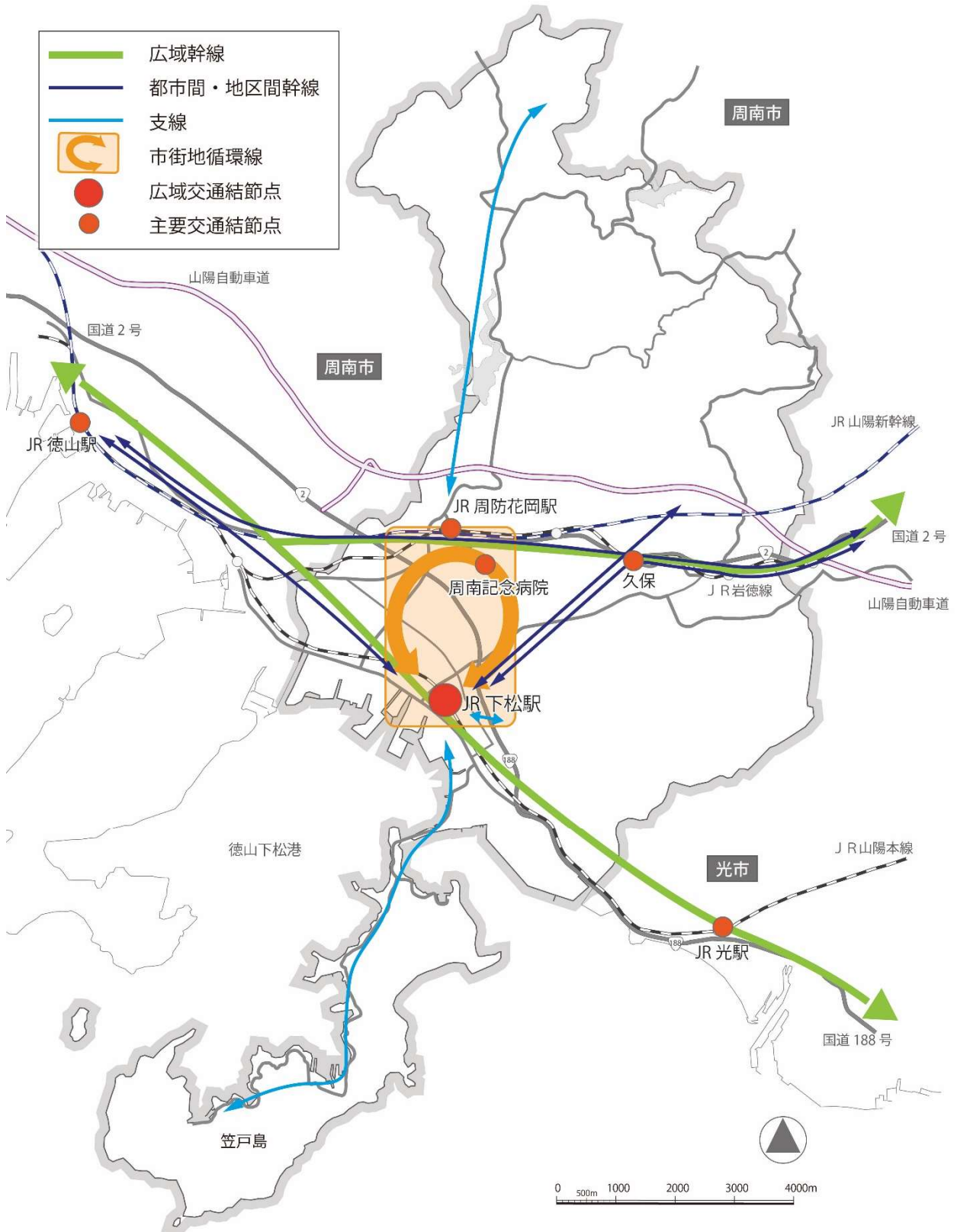
- ・駅やバス停の利用環境整備

利用者のニーズや利用実態等を踏まえ、駅やバス停等での快適な待合環境の整備を進める。また、沿線施設の事業主体や地区住民との連携のもとで、移動の目的地となる商業施設等での待合等利用環境の向上を図る。

- ・パークアンドライド、サイクルアンドライドの環境整備

主要な駅やバス停等において、駐車場や駐輪場の整備を検討し、パークアンドライド、サイクルアンドライドによる自動車、自転車と公共交通との共存・連携の促進を図る。

公共交通・交通結節点機能の整備方針図



(4) 自転車・歩行者交通環境の整備方針

自転車、徒歩で気軽にかつ安全、快適に通行できる交通環境を全市的視野で整備し、自動車交通と調和した歩行系ネットワークを形成する。特に、シンボルライン上の道路、各地区拠点核における道路では、歩行者や自転車の回遊性を高め、人が行き交う魅力ある都市環境を形成するための整備を図る。

具体的には、次のような方針に基づき整備を行う。

○幹線道路の歩道整備

幹線道路には原則として歩道を整備し、歩車分離による通行の安全性、快適性の確保を図る。

○歩道の快適環境整備

幹線道路の歩道では、高齢者や障害者、ベビーカー等も安心して快適に利用できるよう、段差の軽減・解消や舗装の工夫と適切な維持管理、点字ブロックの設置、休憩用ベンチ等の設置、道路植栽等、歩きたくなる魅力づくりに努める。特に、シンボル道路と位置づけた区間では、沿道の施設等と連携した快適環境の演出、良好な景観の創出を進める。また、公園アクセス道路や花岡地域の旧街道等では、周囲の施設や文化環境と調和した歩道空間の演出を図る。

○住宅地内の歩行環境整備

住宅地域内では、歩行環境のあり方を地域住民主導で検討した上で、協働による道路の歩行安全環境の整備や管理を行う。自動車と歩行者が共存しつつ快適に歩けるコミュニティ道路の整備等も可能なところで検討し、推進する。

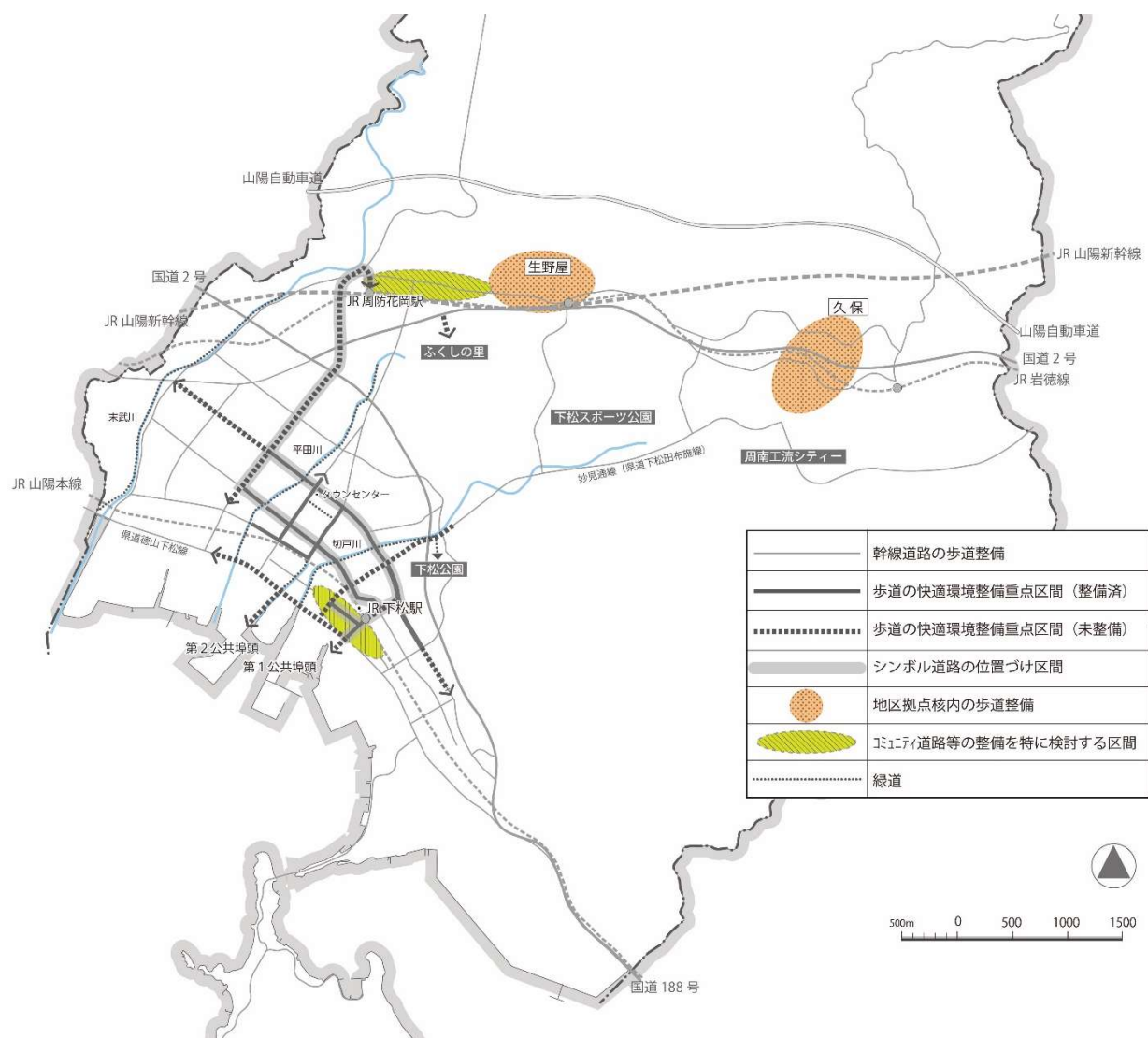
○自転車走行環境の改善

歩道（自転車・歩行者道）整備と合わせて、自転車で市内各地域間を安全に行き来できる走行環境の形成・改善を目指す。自転車、歩行者双方の安全確保のため、空間の分離や、運転ルールの啓発、道路構造上の工夫等に努める。また、買物交通等での自転車利用を促進するため、商業施設等における駐輪施設の整備を促進する。

○緑道空間の形成

切戸川や平田川沿いをはじめ、緑や水の豊かな環境に沿って自転車や歩行者が快適に通行できるアメニティ空間の整備を検討する。

自転車・歩行者交通環境の整備方針図



(5) その他の交通施設の整備方針

①港湾機能の整備方針

特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定された徳山下松港は、基礎素材型産業を中心とした物流需要の増大、船舶の大型化等に対応するため、栈橋、埠頭用地、臨港道路及び荷役機械等を整備し、港湾施設の強化を進める。

また、特定重要港湾徳山下松港の一部を構成する第1・第2公共埠頭は、産業港として、港湾機能整備の効果を十分に活かせるよう、地域の工業や物流事業所における港湾利用の促進を図るとともに、利用ニーズに合わせた機能の拡充を進める。

また、市街地と海が接する空間として、親水機能の確保についても検討する。

②駐車場等の整備方針

公共施設や大規模集客施設では十分な容量の駐車場を、各施設設置運営主体の責任において確保し、道路交通の円滑化、施設利用利便の向上に供する。

3-2 公園緑地の整備方針

(1) 公園緑地整備の基本的考え方

公園緑地は、都市の「みどり」を構成する中心的な存在であり、都市施設としての公園・緑地の整備・管理のほか、山林の保全や身近な空間の緑化等を総合的に進める。

「下松市みどりの基本計画」（平成 31（2019）年 3 月策定、計画期間 20 年）で掲げている基本理念を軸に据え、公園緑地の充実を図る。

【かけがえのない都市のみどり】 「みどり」は、市民の心豊かな生活の上で不可欠のもので、身近な公園や山林、河川敷等のほか、建築敷地への植栽、街路樹、地域の花壇、家庭の庭木等も含め、都市における重要な存在である。	【みどりあふれる下松】 米川や笠戸島、茶臼山や北山周辺等の山林、市街地内のみどりの空間等が下松という都市を特徴づけるとともに、潤いを伴って都市景観を演出している。
▼ 《基本理念》 市民・事業者・行政が一丸となった活動で輝き 心安らぐみどりが映えるまち 下松 みどりが持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観形成という機能や効用等を最大限に発揮できるよう、協働により保全・整備・創造を進める。みどりを大切に育み、まちづくりに活かすことで、質の高いみどりが美しく輝き、市民に安らぎを与えるまちを目指す。	

(2) みどりの基本方針と施策体系

みどりの基本方針を以下のように設定する。

①みどりの「葉」づくり	地域力を活かし、質の高いみどりをみんなで増やす
②みどりの「枝」づくり	公園・緑地空間を守り、創る
③みどりの「幹」づくり	市を構成し、骨格となる大規模なみどりを守り、活かす
④みどりの「根」づくり	みどりを愛し、育てる意識をみんなが持つ

この方針に沿い、公園・緑地等のみどりの整備・管理に関する方針を以下の区分で設定する。

みどりの基本方針 (公園・緑地の整備 方針)	みどりの「葉」づくり——	みどり・花にあふれたまちづくり 民有地における緑化の推進
	みどりの「枝」づくり——	都市公園の整備 公園緑地の整備
	みどりの「幹」づくり——	山林の活用と保全 農地の保全 水辺空間の保全・活用
	みどりの「根」づくり——	みどりの普及 市民参加の促進

○みどりの「葉」づくり

・みどり・花にあふれたまちづくり

公園等のオープンスペースで、市民の自発的な緑化機会の充実に努めるとともに、花壇・フラワーポット等を用いた緑化、緑化イベントの開催、花いっぱい運動等を推進する。

みどりをつくり育てる拠点として下松市緑化センターの充実に努めるとともに、公共施設の敷地内の緑化を推進し、また、シンボルラインや地区拠点核等における緑化を進める。

・民有地における緑化の推進

各家庭でのガーデニングやブロック塀の生け垣化等による沿道緑化の促進を図る。また、工場緑化協定の運用も含め、事業者による敷地内緑化を促進する。

○みどりの「枝」づくり

・都市公園の整備

公園配置の地域バランス、公園が果たすべき機能等に配慮し、都市計画公園の整備を進めるとともに、遊具やトイレ、その他施設等の老朽化対策等の維持管理を計画的に進め、公園施設の長寿命化を図る。

都市計画公園のうち、長期未着手になっている公園については、児童遊園・児童広場等を都市公園に編入する位置づけ変更を令和元（2019）年度に行っていることを踏まえ、整備の必要性を再検討し、都市計画決定の見直しを行う。また、これと併せ、公園の統廃合等による機能の再編により質の向上を目指す。

同時に、公園が地域防災計画で定められた一時避難場所、広域避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所に相当する場合は、必要な防災機能の整備を図る。

・公園緑地の整備

主要道路での街路樹の整備とともに、公園、河川、公共施設等と結んだ連続性のあるみどりのネットワーク環境の形成を進める。また、角地等の小スペースを活用したポケットパークや広場空間の適切な維持管理に努める。

○みどりの「幹」づくり

・山林の活用と保全

米川、笠戸島をはじめ、市のみどりの骨格をなす森林について、適切な管理と活用により維持・保全に努める。また、土砂災害等に対する的確な安全対策、治山事業の促進を図る。

・農地の保全

農業振興地域、特に農用地区域について、都市計画との関係に留意しつつ保全を図る。また、下松市農業公園等も活かし、農地やみどりにふれあえる都市農村交流を推進する。

・水辺空間の保全・活用

切戸川、平田川、末武川等の河川環境を活用したみどりの带状空間の形成を進める。特に、シンボルラインに接する切戸川では、親水性のあるみどりのオープンスペースの確保を図る。

また、水源地のダム湖や河川の環境保全に努めるとともに、笠戸島等の海岸・海洋環境の保全を図る。

○みどりの「根」づくり

・みどりの普及

市緑化条例の適正な運用により、多彩な緑化活動の展開を図る。緑化にあたっては、市の木「ヤマモモ」、市民の花「サルビア」等により、本市ならではの個性あるみどりの普及・啓発に努めるとともに、みどりに関するイベントの充実等により、市民の緑化意識の醸成に努める。

・市民参加の促進

教育の場を含め、地域住民による公園清掃や花壇づくり等自主的なみどりの環境形成の活動を促進し、みどりを愛し、守り、育てる意識の醸成を図るとともに、地域住民による公園管理の拡大、公園の利用促進につながる新サービスの提供等の検討を進める。

また、工場緑化協定、地域緑化協定の遵守・充実・拡大のほか、緑化や緑地保全等のための緑地協定の締結も検討する。

（３）公園緑地の配置方針

前述の方針に基づく具体的な公園・緑地の位置づけは、次の表及び図のように設定する。（表中で**太字**の公園は、優先的に整備するものであることを示す。また、長期未着手公園の見直し等により、位置づけ内容を変更する場合がある。）

公園緑地の配置方針

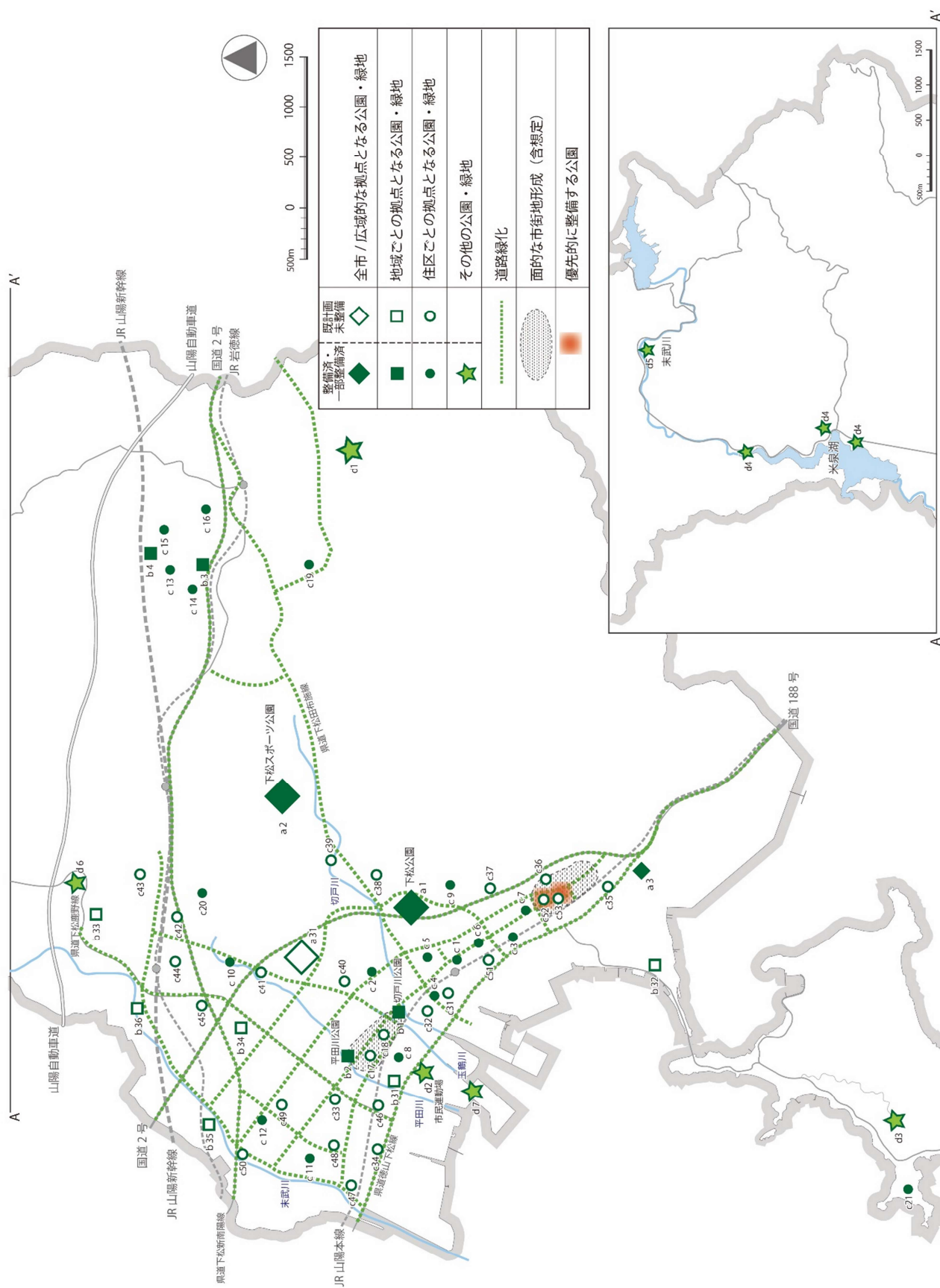
位置づけ区分		整備済、一部整備済の公園・緑地	既計画で未整備の公園・緑地
都市計画公園・緑地	a) 全市／広域的な拠点となる公園・緑地	a 1) 下松公園 a 2) 下松スポーツ公園 a 3) 下松市海岸通り緑地（恋ヶ浜緑地）	a 31) 下松総合公園 ※
	b) 地域ごとの拠点となる公園・緑地の整備	b 1) 切戸川公園 b 2) 平田川公園 b 3) 瀧ノ口公園 b 4) 久保緑地	b 31) 開作公園 ※ b 32) 洲鼻公園 ※ b 33) 花岡公園 ※ b 34) 東河原公園 ※ b 35) 末武川公園 ※ b 36) 広石公園 ※
	c) 住区ごとの拠点となる公園・緑地	c 1) 金輪街区公園 c 2) 葉街区公園 c 3) 宮前街区公園 c 4) 相生街区公園 c 5) 栄町街区公園 c 6) 古川街区公園 c 7) 半上街区公園 c 8) 西市街区公園 c 9) 旗岡街区公園 c 10) 上藤光街区公園 c 11) 香力西街区公園 c 12) 上香力街区公園 c 13) 森金街区公園 c 14) 平畑街区公園 c 15) 草ヶ迫街区公園 c 16) 井手ノ上街区公園 c 17) 中部1号公園 ＊ c 18) 中部2号公園 ＊ c 19) 葉山緑地 ＊ c 20) ふくしの里親水池緑地 ＊ c 21) 大城岬緑地 ＊	c 31) 本町街区公園 ※ c 32) 中市街区公園 ※ c 33) 大海街区公園 ※ c 34) 鴨沢街区公園 ※ c 35) 船入街区公園 ※ c 36) 豊井街区公園 ※ c 37) 寺迫街区公園 ※ c 38) 八丈街区公園 ※ c 39) 大河内街区公園 ※ c 40) 東光寺街区公園 ※ c 41) 下藤光街区公園 ※ c 42) 上高塚街区公園 ※ c 43) 琴平街区公園 ※ c 44) 申川街区公園 ※ c 45) 垣内街区公園 ※ c 46) 東開作街区公園 ※ c 47) 荒神街区公園 ※ c 48) 西開作街区公園 ※ c 49) 上小堤街区公園 ※ c 50) 中香力街区公園 ※ c 51) 住吉街区公園 ※ c 52) 仮) 大谷川公園 ＊ c 53) 仮) 豊井1号公園 ＊
その他の都市公園		児童遊園、児童広場、その他の広場及び緑地から編入した都市公園（91 か所（上記の c 17～c 21 を除く））	
d) その他の公園・緑地		d 1) 下松市農業公園 d 2) 市民運動場 d 3) 笠戸島家族旅行村 d 4) 末武川ダム公園（米泉湖公園） d 5) 滝ノ口河川公園 d 6) 記念の杜 d 7) 下松埠頭公園	
民間緑地スペースの活用		民間空き地 社寺境内地	

注) 太字網かけは優先整備公園

＊印は、都市計画公園ではない都市公園であるが、当該区分に位置づけるもの。

※印は、下松市みどりの基本計画（平成 31（2019）年 3 月）で見直しの対象となっている都市計画公園。

公園緑地の配置方針図



3-3 河川・下水道の整備方針

(1) 河川の整備方針

下松市の河川整備における基本的考え方を次のように定める。

○治水安全度の確保・向上

河川災害の防止、治水安全度の確保、向上のため、緊急度の高い部分から計画的に、河川の改修整備や排水施設の整備等を進める。

二級河川については、周囲の土地利用と調和した改修・改良整備を県に要請し、準用河川については市が主体となり効果的、効率的な整備に努める。

開発行為に対しては、河川への負荷増大を防止するため、調整池の設置等の対策を義務づける。

○親水性の向上と水質保全

治水面の整備と併せて、人々が水に親しめる快適な水辺環境づくりを可能な部分から順次進める。特に、人が集まる拠点に近い部分や、シンボルラインに含まれる、あるいは近接する部分等では、公園整備等との一体化も含め、美しい親水空間づくりに努める。

整備にあたっては、生態系の維持に配慮し、水生動物や植物等の生息環境の保全、創出に努めるほか、地域ぐるみでの河川浄化、水質の保全への取組により、安全で美しい川づくりを進める。

以上の考え方のもとで、河川の整備に関する方針を以下のように設定する。

河川の整備方針

二級河川の整備
準用河川の整備

○二級河川の整備

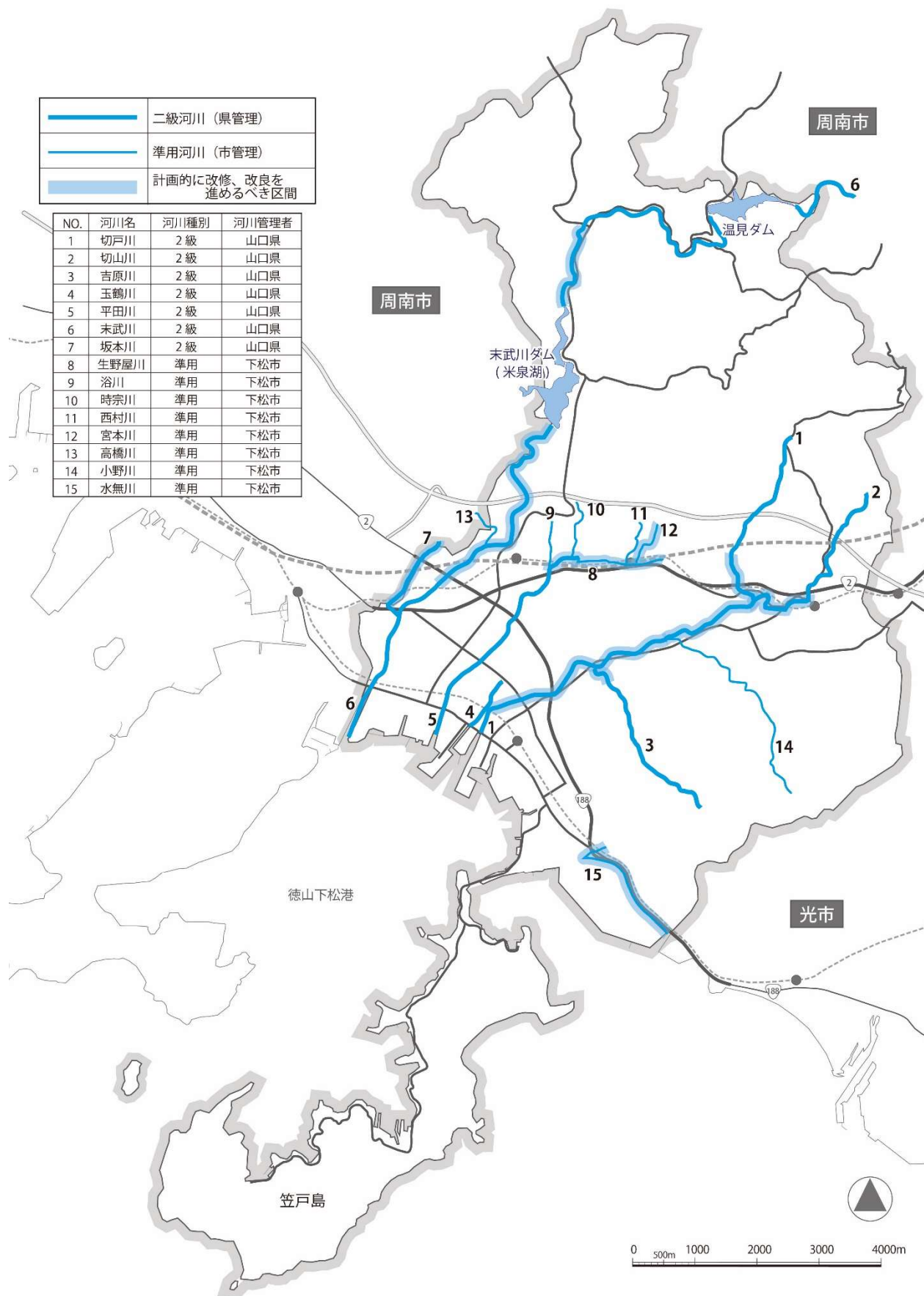
切戸川では河道の拡幅や河床掘削による河積の拡大を促進するとともに、平田川や末武川、坂本川、玉鶴川、切山川、吉原川等の二級河川においても、下流側から順次必要な区間の改修や局部改良等の整備を促進し、安全性の向上を図る。また、これらのハード面の治水事業と併せ、ハザードマップの活用や避難体制の整備等ソフト対策を含めた総合的な安全対策を進める。

河川整備にあたっては、良好な景観の形成や「多自然川づくり」等に配慮し、親水性の高い環境の形成を目指す。

○準用河川の整備

災害の危険性の高い部分から順次計画的に改修等の整備を進めるとともに、それらの事業と調和した形で、景観の向上や親水性の高い環境形成に努める。

河川の整備方針図



(2) 下水道の整備方針

下水道の整備における基本的考え方を次のように定める。

○的確で効率的な施設マネジメント

これまでの下水道整備により高い普及率を達成してきたことを踏まえ、今後、管路や処理施設等の老朽化が進行することを念頭に、整備から維持管理へと比重を移し、長期的に機能を発揮し続けられるよう、的確で効率的な施設マネジメントを推進する。

○衛生環境・安全性の向上に向けたさらなる展開

残される未整備区間での計画的かつ効果的な整備推進を図るとともに、雨水系公共下水道、合流式下水道を含め、地域の衛生環境や安全性等の一層の向上に向けた整備及び維持管理を図る。

以上の考え方のもとで、下水道の整備に関する方針を以下のように設定する。

下水道の整備方針

公共下水道の整備	処理区域の拡大等
施設の計画的維持管理	雨水系施設の整備
事業計画区域外の下水処理	

○公共下水道の整備

・処理区域の拡大等

「下松市公共下水道事業経営戦略」を適宜見直しつつ、計画区域全体の概成に向け整備を進め、一層の普及率向上を図る。住宅団地等の開発事業等に対しても、排水計画の指導を行い、効率的な下水道整備を推進する。

・雨水系施設の整備

浸水対策に有効な雨水系公共下水道として、竹屋川排水区に続き、大谷川排水区の雨水ポンプ場等の整備を行い、豊井・恋ヶ浜地区の浸水被害の軽減を図る。

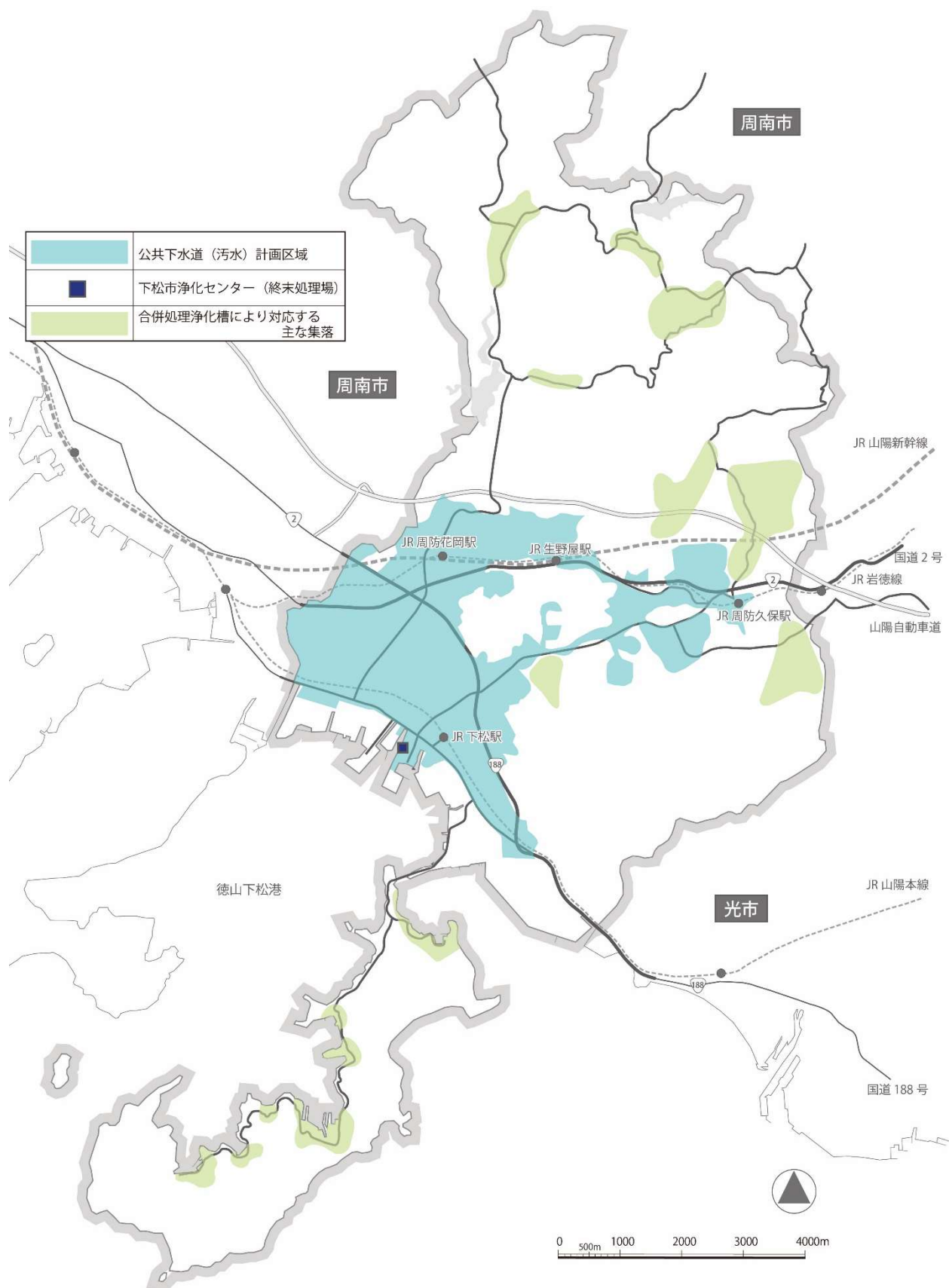
○施設の計画的維持管理

公共下水道の管渠施設や終末処理場、ポンプ場等の施設について、ストックマネジメント計画に基づき計画的に運営、改築や更新を進めるとともに、新技術の導入や広域的再構築の検討等を含め、効果的・効率的で安全な維持管理を図る。合流式下水道として整備した施設・設備についても適切な維持管理、雨天時の運用による地域の安全性確保を図る。

○事業計画区域外の下水処理

笠戸島、米川地域を含む公共下水道事業計画区域外では、合併処理浄化槽の普及を促進し、集落等の生活環境の向上、河川水質の浄化を図るとともに、長期的な下水処理のあり方を検討する。

下水道の整備方針図



3－4 その他の都市施設の整備方針

その他の都市施設の整備方針は次のとおりである。

○汚物処理場（下松市衛生センター）

公共下水道との一体処理の中で、下松市衛生センター施設の更なる縮小を検討する。

○ごみ焼却場（恋路クリーンセンター）

周南地区衛生施設組合による適正な管理運営、施設の計画的な維持補修等を行う。

○ごみ処理場（下松市清掃現業センター）

下松市清掃現業センター（中間処理施設）は、将来的な廃棄物の処理動向を見極めながら、廃止を含めたあり方を検討する。

○火葬場（御屋敷山斎場、周南地区衛生施設組合新斎場）

周南地区衛生施設組合による御屋敷山斎場の適正な維持管理に努めるとともに、新斎場の整備を促進し、その適正な運営及び維持管理に努める。

4 自然環境の保全等都市環境の形成方針

瀬戸内海に面し、緑の山々等自然に恵まれた都市環境を確実に守り育て、住みよさを誇れる魅力的な市街地環境の形成を、市民と行政の協働により進める。その基本的考え方を次のように定める。

○自然の保全とうるおい環境の創造

市街地を取り囲む山林等の豊かな自然環境を積極的に保全するための方策を講ずるとともに、市街地内等の生活・産業空間においても、うるおい、ゆとり、文化等を実感できるよう、自然と共生した環境の創造を進める。

○望ましい都市環境づくりへのソフト面の展開

都市政策上の制度運用や施設整備だけでなく、まちづくりの各種分野の施策と連携し、自然環境の保全やそれを舞台とした様々な活用等、ソフト面の展開を図るとともに、自然と共生した心豊かな環境づくりへの市民意識の醸成に努める。

以上の考え方のもとで、自然環境の保全等都市環境の形成に関する方針を以下のように設定する。

自然環境の保全等都市環境の形成方針	自然環境の保全と創出	山林等の自然環境の保全 市街地の環境保全と創出
	うるおいある都市環境づくり	安全で快適な市街地環境づくり 文化性の高い個性的な都市環境づくり 自然と共生する環境づくり
	良好な都市環境をつくる「心」の育成	

○自然環境の保全と創出

・山林等の自然環境の保全

米川や笠戸島、及び市街地周辺部等の山林を中心とした自然環境について、景観や防災等多様な機能を持ち下松らしさを形成する骨格的な資源として、都市としての基本的な姿を守り続けるために保全を図る。

<積極的に保全すべき自然環境>

- ・米川地域の山林、湖水、河川等
- ・笠戸島地域の山林、海洋等
- ・茶臼山周辺の山林等
- ・北山一帯の山林等
- ・末武川、平田川、切戸川等の河川

<積極的自然環境保全のために検討すべき制度等>

- ・緑地保全地区の指定（北山一帯等）
- ・緑地保全条例の制定、適用（茶臼山から市街地背後の山林等）
- ・優良農地の保全（農用地区域等、耕作放棄地対応等も含めた保全）

<「緑の骨格軸」の形成方向>

- ・米川地域の山林から、北山一帯、茶臼山周辺を経て笠戸島に至る緑のつながりを下松市の「緑の骨格軸」と位置づけ、特に積極的保全と緑空間の拡充に努める。

・市街地の環境保全と創出

市街地内の社寺の境内地や屋敷林、市街地縁辺部の里山環境等を積極的に保全するほか、公園や道路、公共施設の緑化やその管理等を通じ、秩序の中にもゆとりを感じる環境形成を目指す。また、河川や海岸、港湾等の水辺空間においては、親水性への配慮等に努めるとともに、観光、健康、福祉、学習等幅広い分野、視点からこれらの環境に親しみ、活用するためのソフト施策を積極的に展開する。

○うるおいある都市環境づくり

・安全で快適な市街地環境づくり

民間等の住宅団地開発等にあたっては、ゆとりを持った快適性の高い都市空間の創出を目指した整備の工夫、誘導や豊かな植栽等に努めるほか、末武地域をはじめ市街化が進行している部分では、防災性が高く秩序ある地域環境の形成を促進する。

また、豊井地区では、「豊井地区まちづくり整備計画」に基づき、良好な住環境の確保と安全で快適な市街地環境の形成を図る。

・文化性の高い個性的な都市環境づくり

市街地内では、緑化デザインやサイン等、下松市らしさや文化性等を表すまちなみ環境づくりを目指し、道路等の都市施設、都市環境整備を推進する。特に、都市を象徴するシンボルライン上では、その重点的な推進を図る。

また、花岡地域の旧山陽道周辺における歴史性の活用や、観光・交流の場としての笠戸島地域における集落環境のあり方の検討等、地域の個性を表現する空間づくりに努める。

・自然と共生する環境づくり

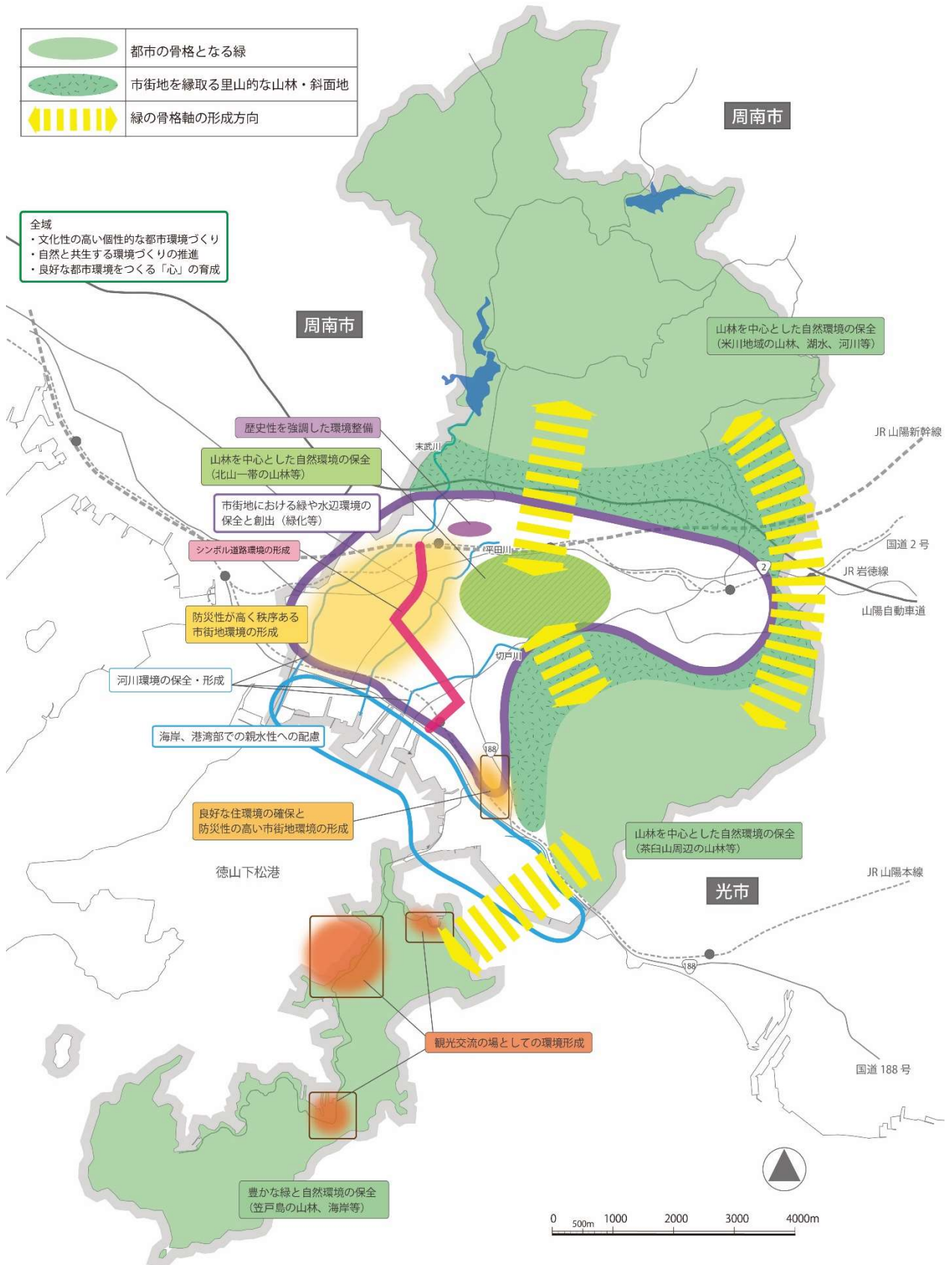
山林や水辺地の保全、保護等を通じて、植物や野生動物の生息環境の維持に努めるとともに、市街地内や周辺部での公園機能の維持・充実等を通じ、ビオトープ的な動植物の生息しやすい環境の確保を目指す。

○良好な都市環境をつくる「心」の育成

市民自らが自然環境を守り、より快適な都市環境をつくる行動ができるよう、意識啓発に努めるとともに、市民と行政の協働、コミュニティ活動の充実等、地域での体制や仕組みづくりに努める。

- ・環境美化運動の展開
- ・花壇づくりの促進や花に関するイベントの充実
- ・市の木（ヤマモモ）、市民の花（サルビア）の周知と愛護
- ・建築協定、緑化協定等の締結促進
- ・公園緑地の住民管理 等

都市環境形成の方針図



5 都市景観形成の方針

(1) 景観まちづくりの意義

人々の生活のスタイルや意識はまちのあり方に左右される一方、生活のスタイルや意識がまちの姿を形づくるともいえる。そのまちのあり方が目に見える形となったものが「景観」であり、人がまちとの関わりを意識しながら生活し、景観を良くする活動を広げていくことが「景観まちづくり」であるといえる。

平成 17 (2005) 年に施行された景観法に基づき、下松市は平成 20 (2008) 年 10 月に景観行政団体となり、平成 24 (2012) 年 10 月に「下松市景観計画」を策定した。平成 24 (2012) 年 12 月には「下松市景観条例」を施行し、これに基づき翌年 4 月からは、建築物・工作物の建築行為や開発行為を行う場合、その行為の種類と規模によって届出や景観への配慮が必要とされるようになった。

下松市は、米川や笠戸島、瀬戸内海の自然景観、花岡八幡宮や旧山陽道沿いのまちなみ、切山歌舞伎等の歴史・文化的景観、市街地の商業施設や住宅地、工業地域等の景観といった多彩な景観資源を有しており、これら「ふるさと下松の景観」を市民・事業者・行政の協働により守り・育て・創造していくことを基本的考え方とする。

(2) 下松市の景観形成の基本目標

景観は、暮らす人、訪れる人双方にとって、下松市のイメージを形成する大きな要素であり、守り・育て・創造していく等、様々な視点から景観形成を進めていく必要がある。そうした取組のもとに、下松市らしさや優れた景観が、地域共有の財産として認識されることを目指し、次のような目標掲げる。

「街と里」・・・地域の個性や多様性を表す、統一性のあるふるさと景観まちづくり

豊かな自然環境等、古くから地域が持ち得てきた景観資源を基盤として、近年急速に拡大した市街地の景観とも両立した、多様性やバランスに優れた都市としての景観形成を目指す。また、統一的なテーマ、サインの活用等、下松市のイメージとして共有しやすい景観形成方策の活用にも努め、市民や訪れる人が認識・共感できるまちづくり戦略としての展開を図る。

(3) 景観形成の基本方針

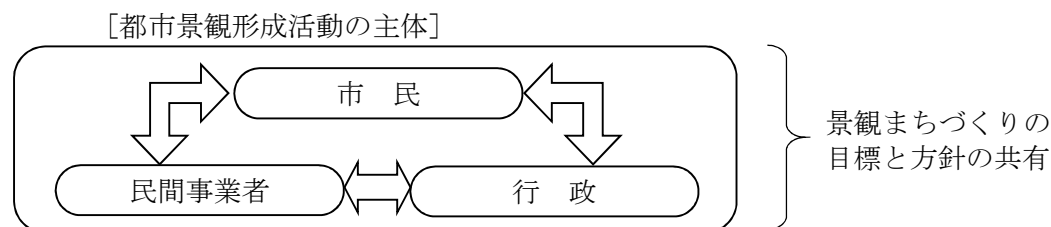
景観まちづくりの基本目標を踏まえ、景観まちづくりの基本方針を以下のように定める。

方針 1 : 郷土の自然を守り・活かす	自然の景観まちづくり
方針 2 : 歴史や伝統を守り・伝える	歴史文化の景観まちづくり
方針 3 : まちなみを整え・創る	生活の景観まちづくり

《景観形成の主体と役割》

都市の景観は、土地や建物の所有や利用の主体が市民や民間事業者であることが多いことから、その形成の主たる役割を担うのは市民、民間事業者である。行政はその施策を通じて景観形成を先導するとともに、制度運用等を通じて市民等の景観形成活動を支援する役割を担わなければならない。

この3者が一体となって下松市の都市景観形成を進めていくこととなる。



《景観形成方策の推進方向》

景観形成 方策の推 進方向	景観形成のルールづくり	景観計画等の適正な運用 屋外広告物の景観誘導 景観まちづくりの手法検討
	景観資源の保全・活用	
	景観に配慮した公共施設の整備	
	景観まちづくりの推進体制の充実	
	景観の定期的点検と景観計画の見直し	
	景観まちづくりへの市民力の向上	景観まちづくりへの意識向上 市民の自発的景観づくり活動の支援

○景観形成のルールづくり

・景観計画等の適正な運用

「下松市景観計画」の周知と、景観ガイドライン、景観条例を合わせた適正かつ円滑な運用を図る。景観に影響を及ぼす可能性がある大規模行為は、「届出が必要な行為」として「景観形成基準」に基づき審査を行い、良好な景観形成に努める。

・屋外広告物の景観誘導

山口県と連携し、県屋外広告物条例の活用により、下松駅周辺及び主要幹線道路沿道等の景観誘導を図る。

・景観まちづくりの手法検討

土地所有者等が自主的に規制して良好な景観形成を目指す景観協定による景観まちづくりを、地域住民の発意により進めるとともに、景観計画に示される景観まちづくり重点地区や景観地区の指定等について検討する。

○景観資源の保全・活用

市内の優れた景観資源を収集し、データベース化と定期的な状況把握により景観資源の保全を進めるとともに、市内外への情報発信によりその有効活用を図る。また、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等について検討する。

○景観に配慮した公共施設の整備

国土交通省景観形成ガイドラインや山口県公共事業景観形成ガイドラインを参考に、景観面で質の高い公共施設の整備や管理に努める。また、景観重要公共施設の指定も検討する。

○景観まちづくりの推進体制の充実

景観形成に係る施策や事業に関し、国や山口県、他市町等との間で情報収集をはじめとする連携を図るとともに、補助制度の活用、山口県の景観アドバイザーや景観フォーラム等の施策活用等に努める。

また、景観計画の運用をはじめ、景観行政全般についての公平性、客観性を確保するため、専門家や関係機関等からなる景観審議会の設置運営とその審議を踏まえた施策推進を図る。

○景観の定期的点検と景観計画の見直し

市内の主要箇所では景観の定期的点検を行うとともに、必要に応じ、景観計画の見直しを行う。

○景観まちづくりへの市民力の向上

・景観まちづくりへの意識向上

市民の景観まちづくりに関する意識を高めるため、市ホームページや広報紙等多様な媒体を通じて、景観の紹介や守り・育て・創造する活動の奨励等を行う。

・市民の自発的景観づくり活動の支援

花いっぱい運動や公共空間の清掃活動等、景観まちづくりへの市民の自主的な活動を促進するため、情報提供や専門家等の派遣といった多様な支援を行う。

6 都市防災の方針

下松市の都市防災における基本的考え方を次のように定める。

○災害に対し強靱な都市基盤の形成

豪雨、洪水、高潮、津波、地震、暴風、地すべり等、様々な自然災害に対し、被害を最小限に抑え、市民の命と財産を守り、都市の機能を維持するための強靱な都市基盤の形成を進める。

○災害への備えを確実にする都市整備

過去の諸災害の経験、教訓を活かし、発災時に的確な対応がとれるよう、避難施設の確保や各種体制整備等、下松市地域防災計画に沿ったハード・ソフト両面にわたる防災対策を着実に進める。

都市防災の方針	災害に強い都市構造の形成――	道路ネットワークの強化 公園等防災拠点の機能確保 河川整備等浸水対策 海岸保全施設・港湾の整備 市街地防災対策 治山・砂防対策 火災予防対策 産業災害予防対策 災害危険区域の指定等 ハザードマップの整備、活用
	都市の耐震性の向上――	建築物の耐震化 ライフライン施設の耐震化 交通施設の耐震性確保 その他都市施設等の耐震性確保
	避難予防対策――	避難場所の確保 避難経路の確保
	防災に係る体制整備――	防災組織活動の促進 災害情報体制の整備 災害応急体制の整備 救助・救急・医療等活動体制の整備

○災害に強い都市構造の形成

・道路ネットワークの強化

災害発生時の緊急輸送路となる道路の幅員確保等の機能整備、耐震性の確保等に努めるほか、下松・光間道路等代替性を考慮したネットワークの強化に努める。

・公園等防災拠点の機能確保

地域防災計画において、下松スポーツ公園は地域防災拠点となる防災公園として、国民

宿舎大城は笠戸島地域、花岡公民館は花岡地域における防災拠点としてそれぞれ位置づけられており、防災機能の充実を図る。また、下松スポーツ公園総合グラウンドは災害時の臨時ヘリポートとして、下松スポーツ公園体育館は避難生活施設として、下松市温水プールは緊急物資の受入れや一時保管並びに積替・配分等の拠点となる広域輸送基地として、機能を確保する。

なお、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園としての整備を検討し、避難地・避難路となる緑地や、一時避難所として利用が見込まれるその他の公園は、想定される災害に応じた整備を進める。

・河川整備等浸水対策

二級河川については、河川の安全と開発を一本化した計画に基づいた推進を県へ要請する。特に末武川、切戸川、坂本川等は、河川改修事業の早期完成や適正な管理の要請・協力を行うほか、玉鶴川は工事の早期着手の要請、平田川は具体的な整備計画策定を求める。準用河川等の中小河川については、引き続き改修整備等を計画的に進める。さらに、市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努める。

・海岸保全施設・港湾の整備

海岸堤防（防波堤）、防潮堤、防潮水門等海岸保全施設のほか、潮位、波高等の観測及び情報処理システムの整備を促進し、津波防災施設の高度化を図る。港湾・漁港では、緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地として耐震強化岸壁の整備等必要な整備を進める。

・市街地防災対策

市街地での防火地域の指定・拡大を行い建築物の耐火化を促進する。また、各種市街地整備事業等による都市施設の先行整備等により、都市環境の安全性を確保するとともに、既成市街地における住宅、建築物の耐震・不燃化、公共空地の確保を総合的に推進する。

・治山・砂防対策

計画的な森林整備による防災・水源かん養等の機能確保を進めるとともに、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業については、危険度の高い地区から順次実施を促進する。

・火災予防対策

市街地での防火帯となる道路の確保や消防水利、消防資機材の整備等消防力の強化により火災に強いまちづくりを進めるとともに、火災予防思想の普及啓発、住宅を含む建築物の防火対策の推進を図る。また、防火、準防火地域の指定、既指定地域の適正な指定を行い、地域内の建築物の耐火性を促進する。さらに、林野火災予防対策に努める。

・産業災害予防対策

化学工場や危険物製造所等を含む事業所での火災、爆発、ガス漏洩等不慮の災害に備えるため、関係企業における保安管理体制の強化を促進するとともに、緩衝緑地の機能確保に努める。

・災害危険区域の指定等

洪水、地すべり、山崩れ、火災その他による災害発生の恐れがある地域について、必要な対策及び事前措置のための調査を実施し、その実態を把握し、各種災害危険区域を指定する。また、計画的に防災パトロールを実施し、結果の公表により災害の未然防止に努め

る。

- ・ ハザードマップの整備、活用

災害危険度の情報を市民と行政が共有し、日常の備えや各種予防対策に役立てるため、ハザードマップの整備と有効な活用を図る。

○ 都市の耐震性の向上

- ・ 建築物の耐震化

震災時の活動拠点となる防災上重要な建築物をはじめ、各種公共的施設、集客施設等の耐震化を進めるとともに、民間の住宅等の建築物についても構造の強化を促進する。

- ・ ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話、上下水道及び工業用水道等のライフライン施設について、関係機関による施設の耐震性の確保、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等を促進するとともに、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進する。また、応急復旧体制の整備を図る。

- ・ 交通施設の耐震性確保

鉄道、道路等は、各施設等の耐震設計や耐震補強、ネットワークの充実等により、耐震性の確保に努める。

- ・ その他都市施設等の耐震性確保

河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備、治山施設、ダム、ため池等においても、耐震性の強化のための整備と適正な管理を進める。

○ 避難予防対策

- ・ 避難場所の確保

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）に特に配慮し、地域の人口、誘致圏域、地形と安全性等を考慮した災害時の避難地の確保を図り、一次避難場所、二次避難場所の指定を行い、避難所（福祉避難所を含む）となる施設について、設備・機器、備蓄品等、避難生活に対応する機能の確保を図る。

- ・ 避難経路の確保

市民が安全に短時間で避難できる避難路を指定し、安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

○ 防災に係る体制整備

- ・ 防災組織活動の促進

消防団の活性化等その育成強化とともに、地域住民による自主防災組織、企業防災組織の育成を図り、活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。さらに、総合防災訓練、個別防災訓練等を定期的を実施するとともに、水防資機材の備蓄、整備も推進する。

- ・ 災害情報体制の整備

災害時の通信路の確保、通信網の拡充整備、情報収集・伝達及び地震等観測機器、情報処理分析体制等の整備を図る。

- ・災害応急体制の整備

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関は、職員配備等の災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する。

- ・救助・救急・医療等活動体制の整備

災害発生時に人命救助、救急医療や救護等を迅速かつ的確にできるよう、初動体制、医療救護活動体制の確立を図る。

7 福祉環境整備の方針

下松市の福祉環境整備における基本的考え方を次のように定める。

○バリアフリー・ユニバーサルデザインの一層の追求

「地域共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」というバリアフリー新法の基本理念に沿い、高齢者や障害者を含め誰もが安全に安心して快適に生活できる都市環境形成を目指し、生活空間における様々な障壁（バリア）を取り除く「バリアフリー」の思想をさらに進め、年齢や障害の有無等を超えて誰もが使いやすい施設等の構造や形態等を追求する「ユニバーサルデザイン」の思想も取り入れた都市施策の展開を図る。

○福祉の拠点となる施設の適切な整備と管理

ふくしの里をはじめとする福祉の拠点となる施設等における安全・安心な利用環境の提供等、適切な整備と維持管理を進める。

福祉環境整備 の方針	公共空間のバリアフリー化———	公共建築物 道路 公園 公共交通機関
	住宅・民間建築物のバリアフリー化	公営住宅 民間住宅 その他民間建築物
	福祉の拠点施設の整備———	ふくしの里 その他の福祉関係施設

○公共空間のバリアフリー化

・公共建築物

公共機関が整備・管理する公共建築物は、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や福祉のまちづくり条例に適合する利用環境づくりのため、民間建築物の模範となる整備、改善を進める。

建物内の移動や設備利用等において、高齢者や車椅子利用者、視覚障害者等の利用を想定した構造上の配慮のほか、災害等緊急時の安全性に対応した諸設備における配慮も行う。

・道路

市内の幹線道路や公共施設・商業施設等へのアクセス道路等を中心に、高齢者や障害者等の歩行、車椅子での通行を前提とした構造による道路整備、改良を進める。歩車道の分離や十分な歩道幅員の確保、段差や危険な傾斜の解消、点字ブロック設置、高齢者や障害者にわかりやすい標識や照明の設置、路上障害物対策等により、安全で快適な道路環境の形成を図る。

特にシンボルライン上の幹線道路は、その重点的な整備に努めるとともに、ふくしの里

等福祉関係施設周辺の道路についてもモデル的な整備を図る。

- ・公園

誰でも支障なく公園の利用ができるよう、出入口や園路、園内施設等におけるバリアフリー化、障害者用駐車場や触地図の設置、座って休める設備や空間の最大限の確保等に努める。

さらに、都市公園に編入した旧児童遊園・児童広場も含め、子どもの遊び場、子育て世代の交流の場としての役割のほか、様々な世代の交流を通じた福祉実践の場となるよう、有効な活用の工夫や、地元の協力も含めた適切な管理を進める。

- ・公共交通機関

高齢者や障害者が利用しやすい移動支援の仕組みの充実を図るため、公共交通の車両のほか、鉄道駅やバスターミナル等の交通拠点空間においても、誰もが安全で円滑に利用できるよう、段差の解消や必要な設備の設置等の整備改善を促進し、利用上の抵抗をなくしていく。

また、ふくしの里等福祉関係施設や各種公共施設、商業施設等にアクセスするバス路線の充実等、公共交通ネットワークの拡充に努める。

○住宅・民間建築物のバリアフリー化

- ・公営住宅

公営住宅の建て替えや改良等に際しては、室内外の段差の解消や介助設備の設置等の工夫を施した住宅のバリアフリー化等、高齢者や障害者も安全かつ快適に暮らせる環境づくりに配慮した整備に努める。

- ・民間住宅

民間住宅においても、高齢者や障害者の在宅生活に配慮した段差解消や介助設備の設置等、ニーズに合わせた支援を、在宅福祉サービスとの連携のもとに検討する。

- ・その他民間建築物

その他の民間建築物に対しても、バリアフリー新法や福祉のまちづくり条例に適合するような指導、適用のほか、福祉環境整備に関する啓発等により、人に優しい建物環境づくりを誘導、促進する。

○福祉の拠点機能の整備

- ・ふくしの里

市内の福祉活動の中心拠点として、ふくしの里の活用と施設の適切な維持管理に努める。ここでは、施設内外のユニバーサルデザイン環境、アクセス条件の整備を進め、誰もが安全かつ円滑に利用できる環境の充実を進める。

- ・その他の福祉関係施設

老人福祉会館や福祉センター等の福祉関係施設も、ふくしの里に準じた利用環境整備を基本とし、施設構造の改善やアクセス条件の整備を進めるとともに、障害者福祉施設、保育園等の子育て支援施設等についても、民間施設を含めた適正な整備、安全・安心な環境整備に努める。

